

# 第4期 富山市障害福祉計画

計画期間 ▶ 平成27年度～平成29年度



富山市

も く じ

第1部 総論

<b>1</b> 障害者総合支援法への経緯…………… 2	<b>4</b> 基本的理念…………… 7
(1) 障害者自立支援法の制定……………2	(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援……………7
(2) 整備法等による障害者自立支援法の改正……………3	(2) 障害の種別や地域におけるサービス格差の解消……………7
(3) 障害者総合支援法への改正……………4	(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備……………7
<b>2</b> 障害者総合支援法のサービス体系… 5	<b>5</b> 計画の策定方法…………… 8
<b>3</b> 計画の性格等…………… 6	(1) 障害者計画・障害福祉計画アンケート調査によるニーズ等の把握……………8
(1) 計画の性格……………6	(2) 計画の策定体制……………8
(2) 計画の範囲……………6	
(3) 計画の期間……………6	
(4) 数値目標……………6	

第2部 サービス利用者等

<b>1</b> 自立支援サービス利用者…………… 10	(4) 配偶者……………15
(1) 障害支援区分認定者……………10	(5) 生活費……………16
(2) 障害福祉サービス支給決定者……………11	(6) 住居……………17
(3) 障害児支援支給決定者……………12	<b>3</b> 障害者手帳所持者…………… 18
(4) 地域生活支援事業利用決定者……………12	(1) 身体障害者手帳所持者……………18
<b>2</b> サービス利用者等の属性…………… 13	(2) 療育手帳所持者……………19
(1) 性・年齢……………13	(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者……………19
(2) 世帯の人数……………14	<b>4</b> 特別支援学校高等部在籍生徒数…………… 20
(3) 障害支援区分……………15	

第3部 基本指針に定める数値目標

<b>1</b> 国の基本指針…………… 22	(2) 就労支援事業の数値目標……………26
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行……………22	<b>3</b> 第4期計画の目標値…………… 29
(2) 地域生活支援拠点等の整備……………22	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行……………29
(3) 福祉施設から一般就労への移行等……………22	(2) 地域生活支援拠点等の整備……………29
<b>2</b> 第3期計画の目標値と実績（見込み）…………… 23	(3) 福祉施設から一般就労への移行等……………29
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行……………23	

## 第4部 障害福祉サービス

<b>1</b> 訪問系サービス	32	(7) 療養介護	44
<b>2</b> 日中活動系サービス	34	(8) 短期入所	45
(1) 生活介護	34	<b>3</b> 居住系サービス	47
(2) 自立訓練（機能訓練）	36	(1) グループホーム・ケアホーム	47
(3) 自立訓練（生活訓練）	37	(2) 施設入所支援	49
(4) 就労移行支援	39	<b>4</b> 相談支援	51
(5) 就労継続支援（A型）	40		
(6) 就労継続支援（B型）	42		

## 第5部 地域生活支援事業

<b>1</b> 地域生活支援事業の概要	54	① 成年後見制度利用支援事業	56
(1) 目的	54	② 成年後見制度法人後見支援事業	57
(2) 事業内容	54	(5) 意思疎通支援事業	57
<b>2</b> 必須事業	55	(6) 日常生活用具給付等事業	58
(1) 理解促進研修・啓発事業	55	(7) 手話奉仕員養成研修事業	60
(2) 自発的活動支援事業	55	(8) 移動支援事業	60
(3) 相談支援事業	55	(9) 地域活動支援センター事業	61
① 障害者相談支援事業	55	(10) 障害児等療育支援事業	62
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	56	<b>3</b> 任意事業	62
③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	56	(1) 訪問入浴サービス事業	62
(4) 成年後見制度	56	(2) 日中一時支援事業	63
		(3) そのほかの任意事業	64

## 第6部 障害のある児童に対するサービス

<b>1</b> 障害児通所支援	67	(4) 保育所等訪問支援	71
(1) 児童発達支援	67	<b>2</b> 障害児相談支援	72
(2) 医療型児童発達支援	68		
(3) 放課後等デイサービス	69		

## 第7部 計画の推進に向けて

<b>1</b> 自立支援協議会	74	(5) 市の取組み	76
<b>2</b> 地域生活への移行支援	74	<b>4</b> 介護保険サービス提供事業所の利用	76
<b>3</b> 一般就労への移行支援	74	<b>5</b> 虐待防止に対する取組み	76
(1) 就労移行支援事業の充実	75	<b>6</b> 障害を理由とする差別の解消	77
(2) 事業者への啓発、広報	75	<b>7</b> 広報・啓発	78
(3) 雇用機会の拡大	75		
(4) 雇用・就労の支援	75		



第 1 部

総 論

## 1 障害者総合支援法への経緯

---

### (1) 障害者自立支援法の制定

平成15年度から施行された支援費制度は、想定外の利用量急増により財源不足に陥ったことや、各種サービスの提供や相談支援体制についての市町村格差が目立ってきました。また、精神に障害のある人は制度の対象になっていなかったこともあって、身体や知的障害のある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策として、平成17年11月、障害者自立支援法が公布されました。

#### ① 障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体が市町村に一元化され、障害のある人の自立支援を目的とした福祉サービスは、障害の種類にかかわらず、共通の制度により提供することとされました。

#### ② 障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした就労移行支援事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援することとされました。

#### ③ 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制が緩和されました。

#### ④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準が透明化、明確化されました。

#### ⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化

##### i 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量と所得に応じた公平な利用者負担が求められるようになりました。

##### ii 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

障害者自立支援法では、以上の改正内容等を担保するために、市町村および都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけています。

---

## (2) 整備法等による障害者自立支援法の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます）が公布されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

### ① 利用者負担の見直し

利用者負担については、これまでの対策において軽減を図り、実質的に負担能力に応じた負担になっていましたが、そのことを法律上も明確化しました。

### ② 障害者の範囲の見直し

発達に障害のある人が障害者自立支援法の障害者の範囲に含まれることを明記しました。

### ③ 相談支援の充実等

- ・地域における障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」を市町村等が設置することができることとしました。
- ・既に多くの市町村が設置している「自立支援協議会」を法律上位置付けました。
- ・これまで補助事業として実施してきた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしました。
- ・支給決定のプロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、重度の障害のある人等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大しました。
- ・「成年後見制度利用支援事業」が地域生活支援事業の必須事業とされました。

### ④ グループホーム・ケアホームの利用助成

グループホーム・ケアホームを利用している障害のある人の居住に要する費用の助成を行うこととしました。

### ⑤ 障害福祉サービスの見直し

重度の視覚に障害のある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う「同行援護」が障害福祉サービスに位置付けられ、障害福祉サービスに位置付けられていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることになりました。

さらに、平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法が改正され、平成24年度から、都道府県が処理している障害福祉サービス事業者、障害者支援施設および相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等が指定都市および中核市へ移譲されました。

### (3) 障害者総合支援法への改正

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

#### ① 法律名の改正

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます）に改正しました。

#### ② 障害者の範囲の拡大

「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病患者等を加えました。

#### ③ 障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

#### ④ 重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障害のある人および精神障害のある人を加えました。

#### ⑤ ケアホームのグループホームへの一元化

#### ⑥ 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障害のある人も対象とされました。

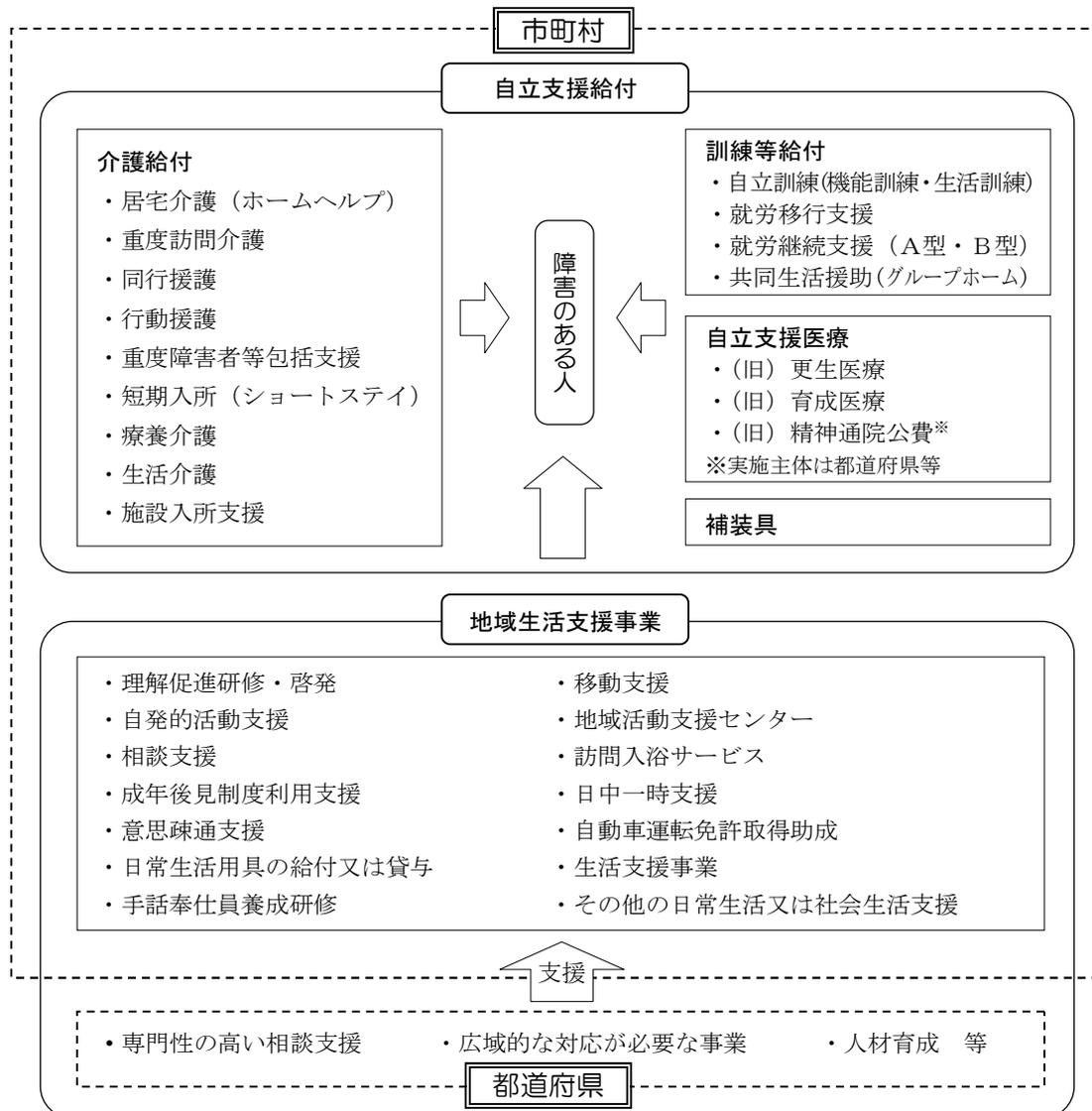
#### ⑦ 地域生活支援事業への追加

地域生活支援事業に、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を追加しました。

## 2 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記13サービスの総称です。

図1-1 障害者総合支援法のサービス体系



### 3 計画の性格等

#### (1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。
- ② この計画は、「富山市障害者計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。

#### (2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人（発達に障害のある人を含みます）および難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は富山市ですが、富山県が策定した「富山県障害者計画」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

#### (3) 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とします。

図1-2 計画の期間

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
			第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画	
(第1次) 障害者計画 (13年度～18年度)			(第2次) 障害者計画 (19年度～26年度)						第3次障害者計画 (27年度～32年度)				

#### (4) 数値目標

本計画においては、平成29年度を目標年度と位置づけ、本市の障害福祉サービス等が障害のある人のニーズに応じて、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。

---

---

## 4 基本的理念

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現をめざす富山市障害者計画を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成し、推進します。

### (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーション社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備に努めます。

### (2) 障害の種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障害、知的障害および精神障害ならびに難病患者等という障害種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供するものです。また、本市は市街地から山間地までを含む広大な市域を有していますが、障害のある人が本市のどこに住んでいても適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

### (3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めます。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

## 5 計画の策定方法

### (1) 障害者計画・障害福祉計画アンケート調査によるニーズ等の把握

平成25年8月、「第3次富山市障害者計画」および「第4期富山市障害福祉計画」策定のための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を行いました。調査対象は、身体障害者手帳などの手帳所持者と難病患者（特定疾患医療受給者証所持者）ですが、第2部においては障害支援区分認定者を抽出して分析を加えた部分もあります。なお、難病患者以外は、65歳未満の人を調査対象としています。

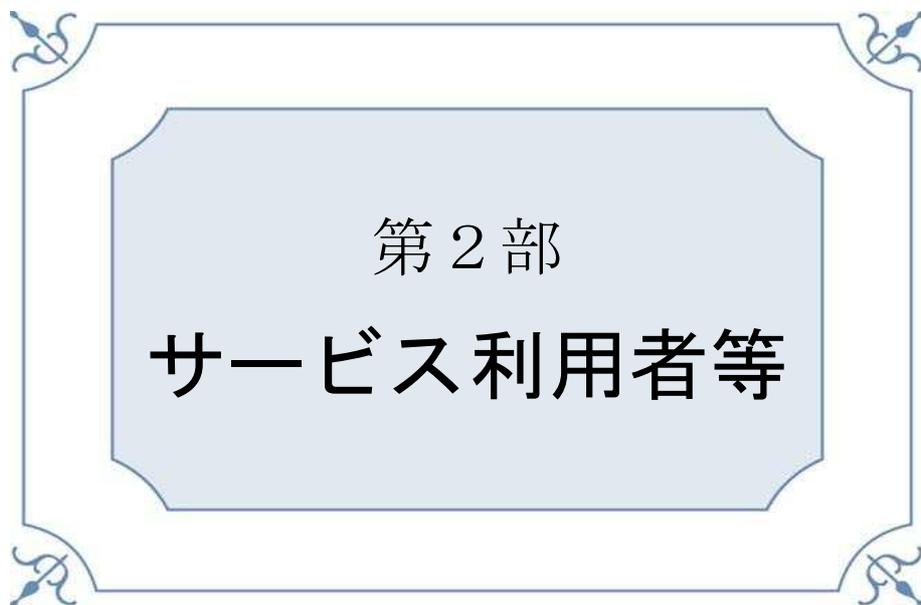
表1-1 回収結果

単位：有効回答率は%、他は人

区 分	身体障害	知的障害	精神障害	難病患者	障 害 児	合 計
配 布 数	2,344	500	446	500	500	4,290
回 収 数	1,218	271	269	208	263	2,229
有 効 回 答 数 (うち区分認定者)	1,207 (314)	265 (110)	269 (92)	206 (-)	261 (35)	2,208 (551)
有 効 回 答 率	51.5	53.0	60.3	41.2	52.2	51.5

### (2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として富山市障害者自立支援協議会を設け、事務局は福祉保健部障害福祉課が担当しました。



第2部

サービス利用者等

## 1 自立支援サービス利用者

### (1) 障害支援区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（平成24年度までは「障害程度区分」でした）は、区分1～6となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます）利用者については、区分A～Cとなっていました。平成26年3月現在の認定者は1,285人です（図2-1）。この合計数は、3つの手帳所持者の合計の5.2%にすぎません。なお、図2-1の障害支援（程度）区分認定者数は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童については、①発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、②乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、③現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

障害福祉サービスのうち、表2-1のサービスは該当する障害支援区分でなければ受けられません。訓練等給付など、表2-1に該当しないサービスであっても、障害支援区分一次判定を受けなければなりません。

図2-1 障害支援（程度）区分認定者数の推移

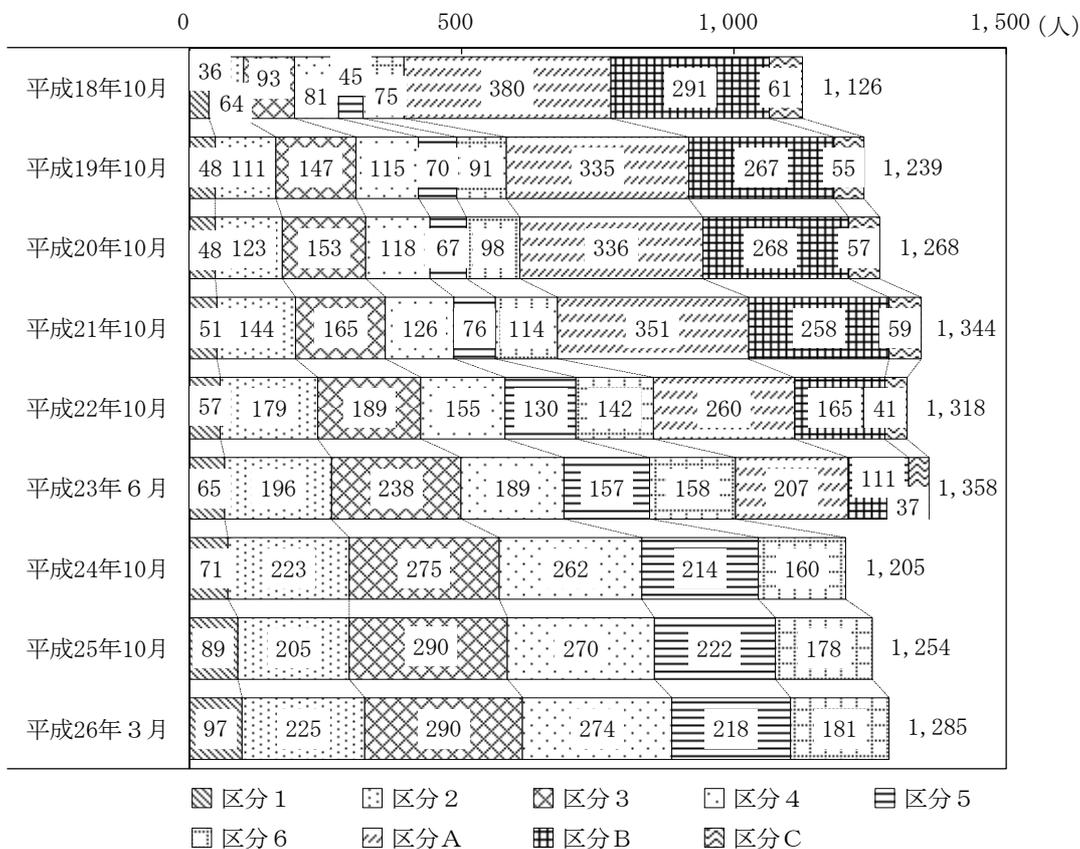


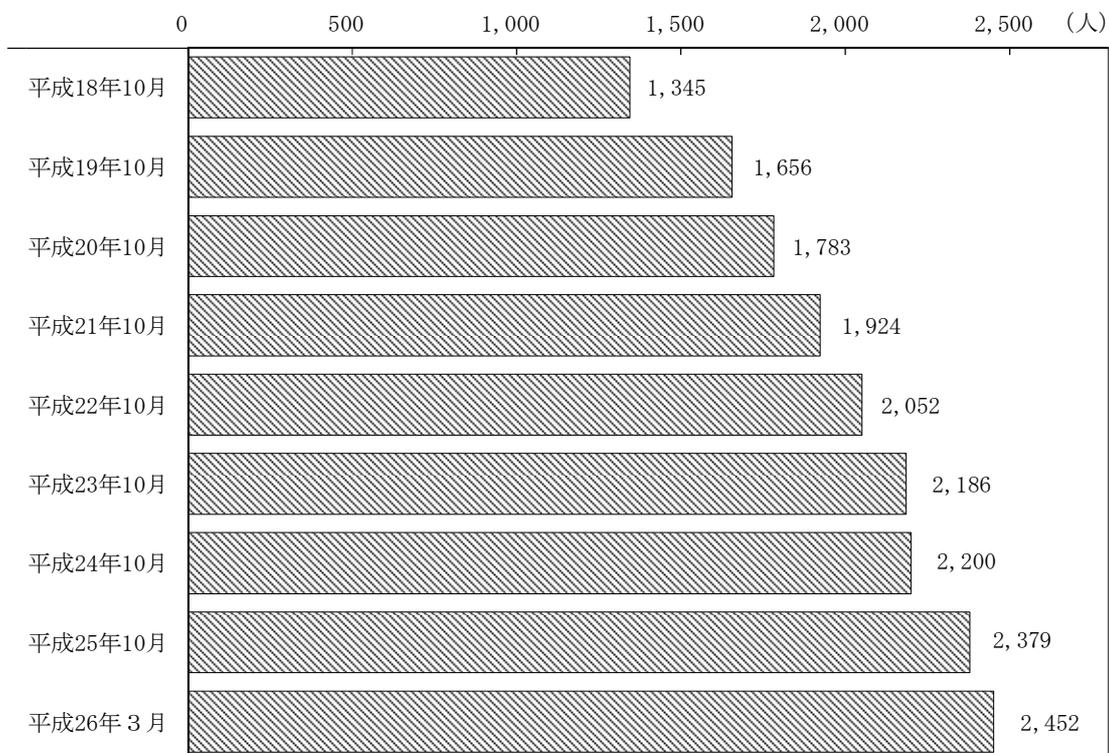
表 2-1 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分 1 以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分 2 以上、他に該当条件あり）	生活介護	区分 3 以上（50歳以上は区分 2 以上）
重度訪問介護	区分 4 以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分 5 以上（他に該当条件あり）
同行援護	区分 2 以上（他に該当条件あり）	短期入所	区分 1 以上
行動援護	区分 3 以上（他に調査項目あり）	施設入所支援	区分 4 以上（50歳以上は区分 3 以上）
重度障害者等包括支援	区分 6（他に該当条件あり）		

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図 2-2 は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続けています。

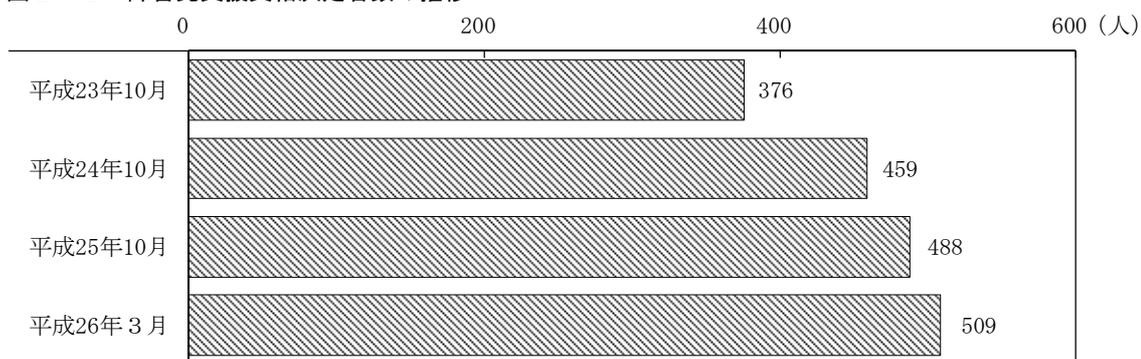
図 2-2 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(3) 障害児支援支給決定者

整備法による児童福祉法の改正により、障害児施設の一元化が図られ、平成24年4月1日から施行されました。図2-3の平成23年10月は、児童福祉法の改正前の人数で児童デイサービス利用児数を掲げています。

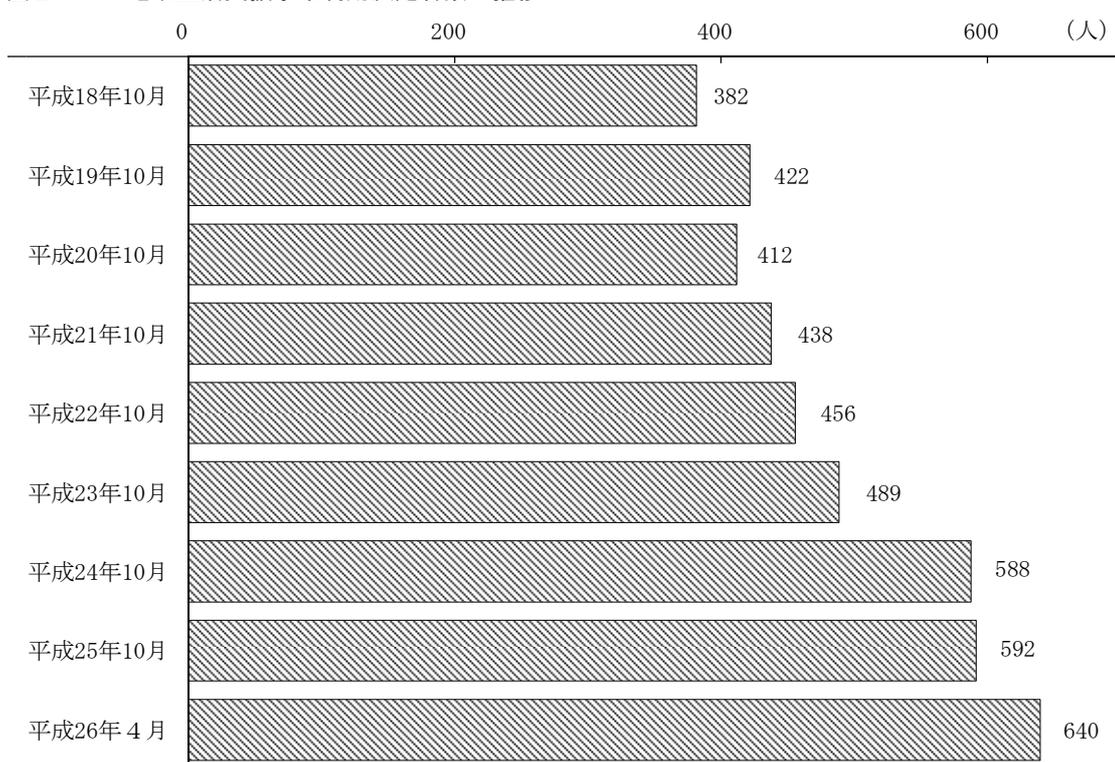
図2-3 障害児支援支給決定者数の推移



(4) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図2-4は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の2分の1程度となっています。

図2-4 地域生活支援事業利用決定者数の推移



## 2 サービス利用者等の属性

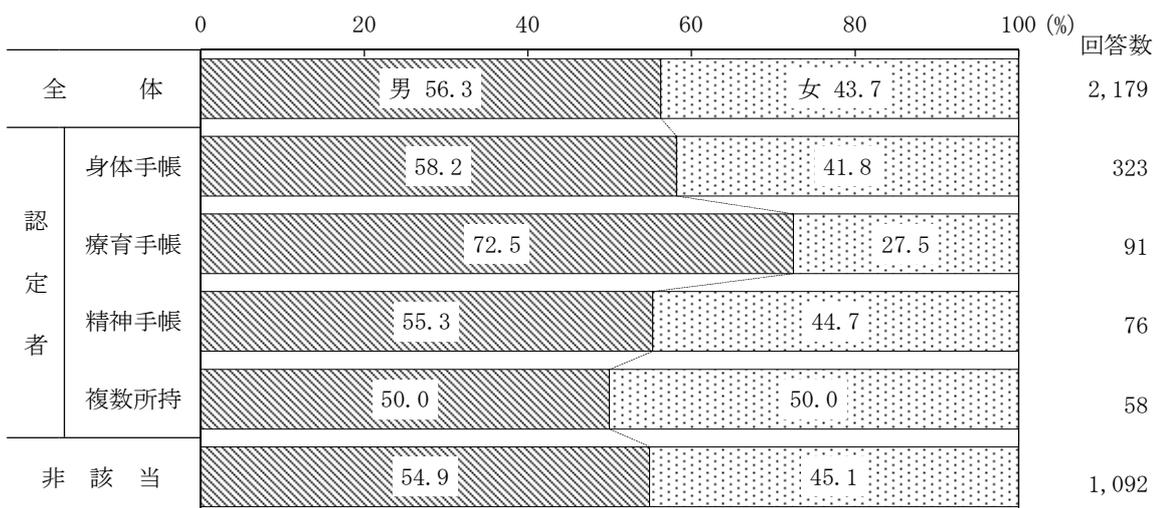
ここでは、平成25年8月に行った障害者計画・障害福祉計画アンケート調査結果から、その属性等を把握します。なお、各調査項目の無回答は除いて計算しました。

### (1) 性・年齢

性別では、女性より男性が高く、特に障害支援区分認定者中の療育手帳所持者は男性が女性の3倍近く高くなっています（図2-5）。

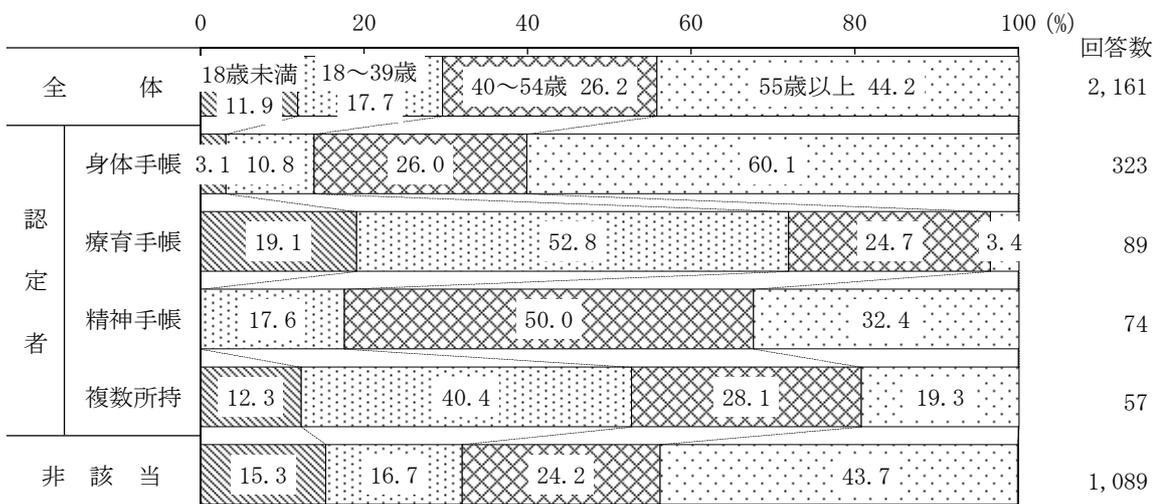
障害支援区分認定者を年齢別にみると、40歳未満が高いのは療育手帳所持者および手帳の複数所持者、40～54歳が高いのは精神障害者保健福祉手帳所持者、55歳以上が高いのは身体障害者手帳所持者です（図2-6）。

図2-5 性別



(注)「非該当」とは、障害支援区分の認定を受けていない人である（以下同じ）。

図2-6 年齢別



(2) 世帯の人数

平均世帯人員は、平成22年国勢調査の全国平均2.42人、富山市平均2.58人と比較すると、療育手帳所持者、手帳の複数所持者および障害支援区分認定を受けていない人が非常に多くなっています(図2-7)。ひとり暮らし世帯が、全国・富山市とも30%前後あるのに、療育手帳所持者が7.8%、手帳の複数所持者が8.6%となっており、これらの人達の多くは家族の支援を受けながら生活しているという実態が垣間見えます(図2-8)。

図2-7 平均世帯人員

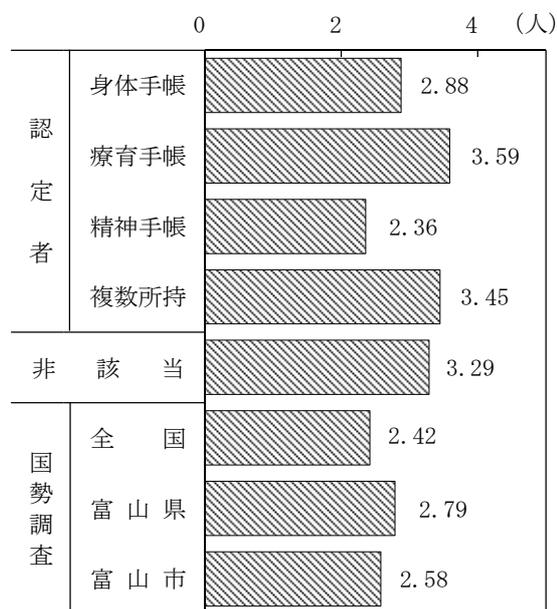
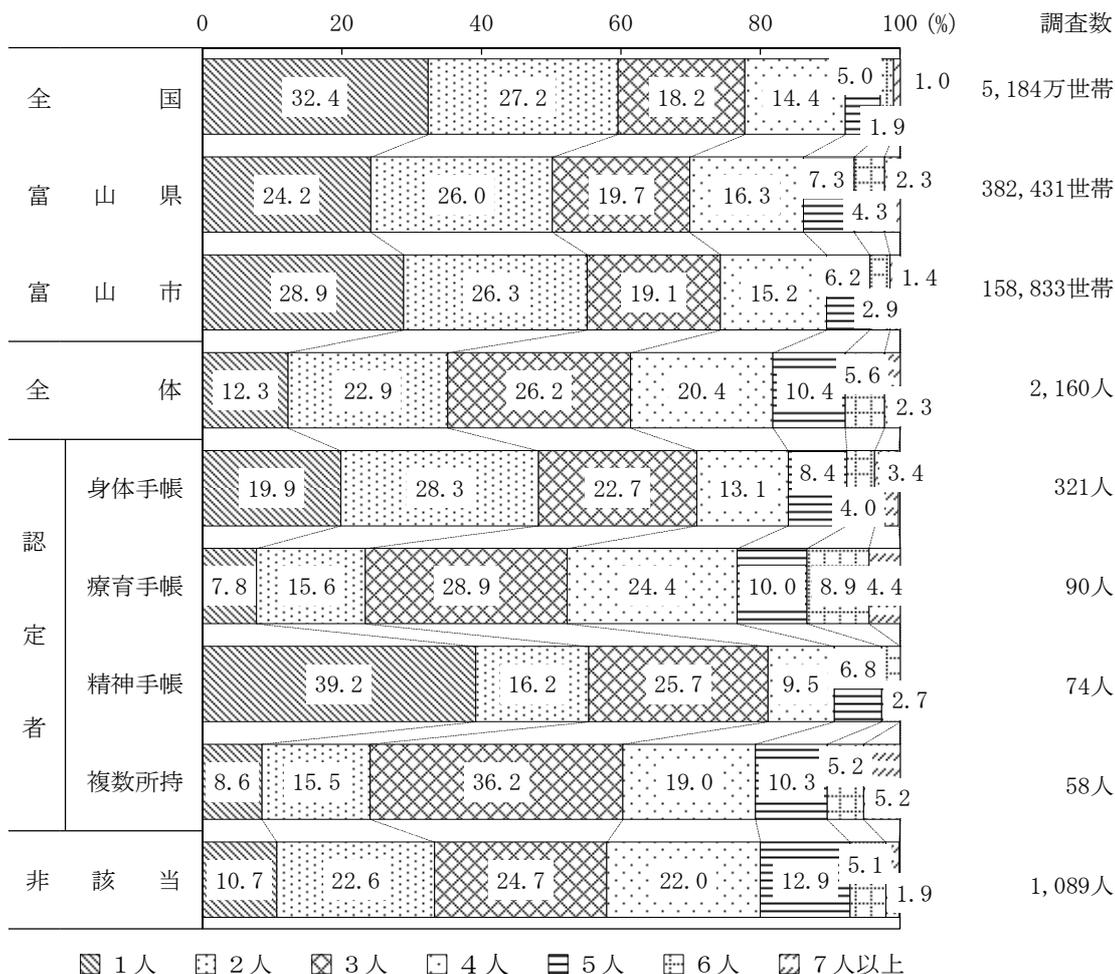


図2-8 世帯の人数

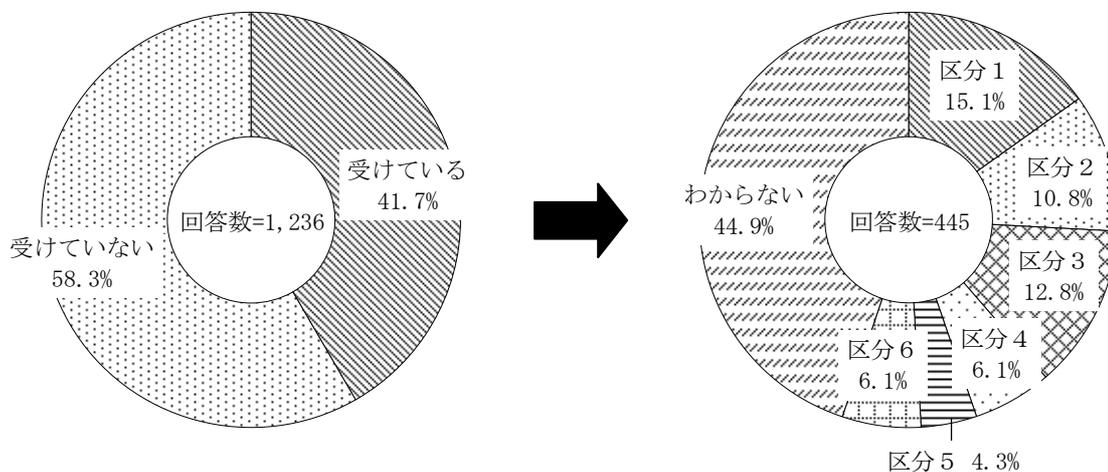


資料:「全国」「富山県」「富山市」は「国勢調査」(平成22年)

### (3) 障害支援区分

調査対象者中、障害支援区分認定を「受けている」のは41.7%です。

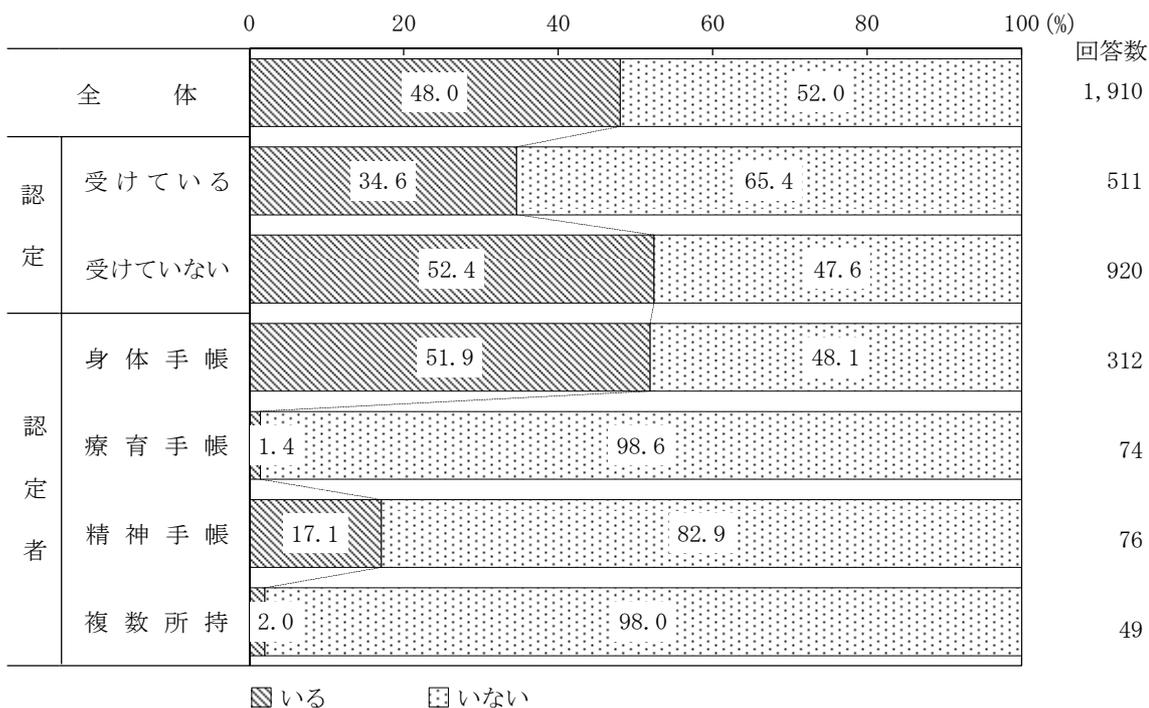
図2-9 障害支援区分認定（18歳以上）



### (4) 配偶者

配偶者のいる18歳以上の人は、障害支援区分認定を受けている人が34.6%、受けていない人が52.4%です。障害支援区分認定を受けている人を障害者手帳別にみると、「いる」率は、身体障害者手帳所持者が51.9%と他の手帳所持者より高く、療育手帳所持者が1.4%、手帳の複数所持者が2.0%と非常に低くなっています。

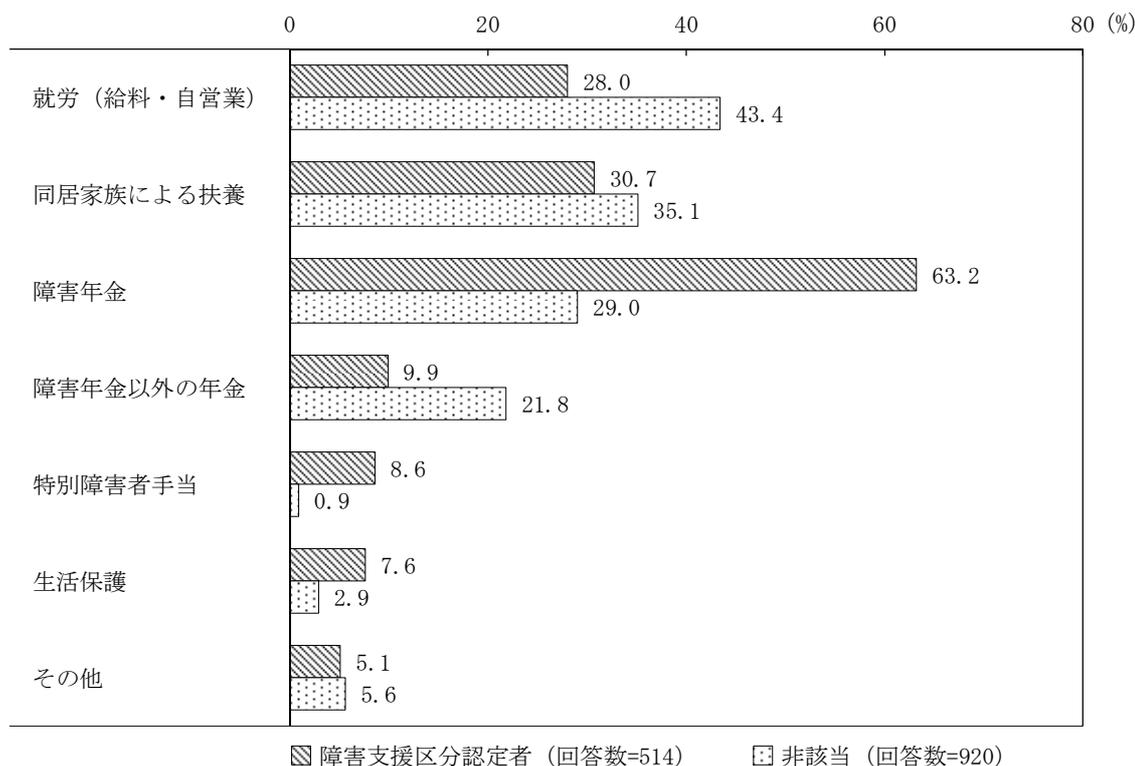
図2-10 配偶者の有無（18歳以上）



(5) 生活費

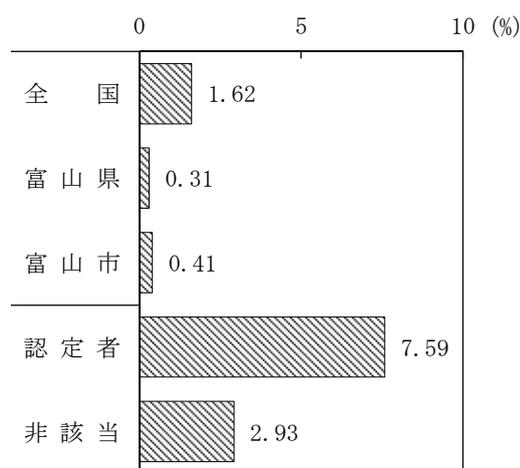
「何により生活費を得ていますか」という設問に対して、障害支援区分認定者は障害支援区分認定を受けていない人より「就労（給料・自営業）」「同居家族による扶養」「障害年金以外の年金」が低く、「障害年金」「特別障害者手当」「生活保護」が高くなっています。

図2-11 生活費（18歳以上・複数回答）



富山県の生活保護率0.31%は、47都道府県で最も低い率です。障害支援区分認定者の生活保護率7.59%は、障害支援区分認定を受けていない人の2.6倍、全国平均の4.7倍、富山市平均の18.5倍となっています。

図2-12 生活保護率

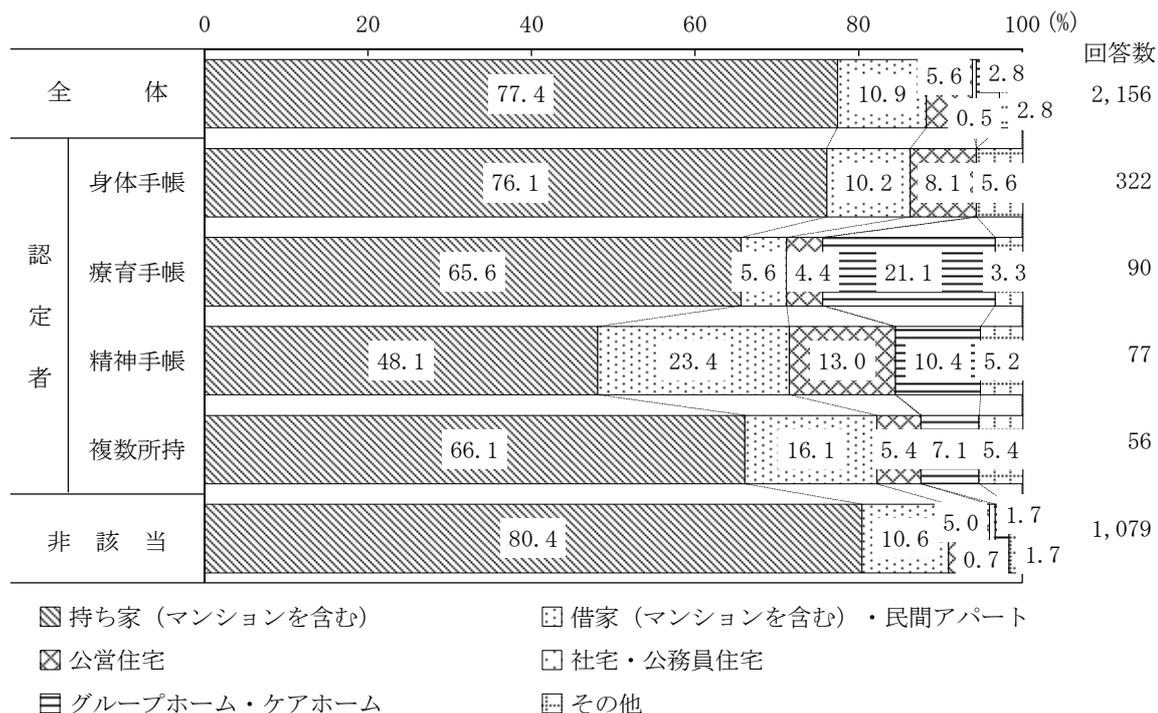


資料：「全国」「富山県」「富山市」は平成23年度「被保護者全国一斉調査」

(6) 住 居

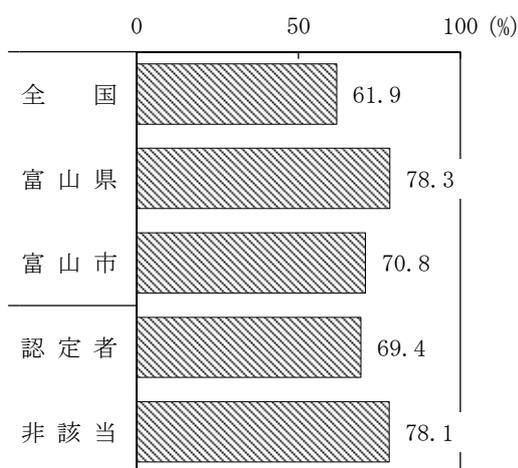
現在の住まいは、「持ち家（マンションを含む）」が最も高く、次いで「借家（マンションを含む）・民間アパート」となっています。障害支援区分認定者をみると、療育手帳所持者は「グループホーム・ケアホーム」が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者および手帳の複数所持者は「借家（マンションを含む）・民間アパート」が高くなっています。

図2-13 現在の住まい



富山県の持ち家率は、47都道府県中1位です。障害支援区分認定を受けていない人の持ち家率78.1%は、富山市平均より高く、富山県平均とほぼ同率になっていますが、障害支援区分認定者の持ち家率は富山市平均を下回っています。

図2-14 持ち家率



資料：「全国」「富山県」「富山市」は平成22年「国勢調査」

### 3 障害者手帳所持者

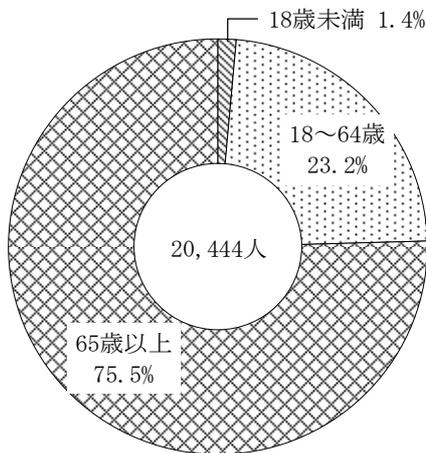
#### (1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別にみると、65歳以上の人が75.5%を占めています（図2-15）。65歳以上の身体障害者手帳所持者のなかには、介護保険サービスを利用している人がかなりいると推定されます。

平成26年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は20,444人であり、そのうち50.9%を肢体不自由が占めています（図2-16）。

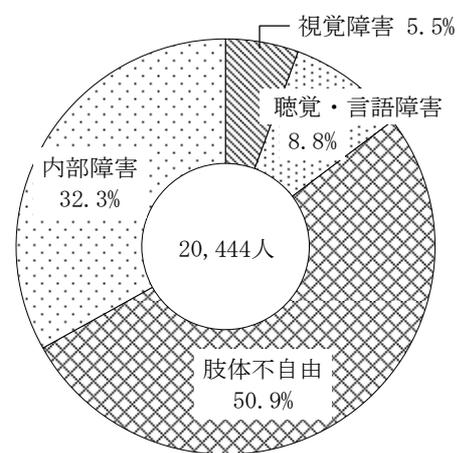
図2-17により障害の種類別の障害等級をみると、1・2級の重度の比率の高い障害の種類は、視覚障害と内部障害です。

図2-15 年齢別身体障害者手帳所持者数



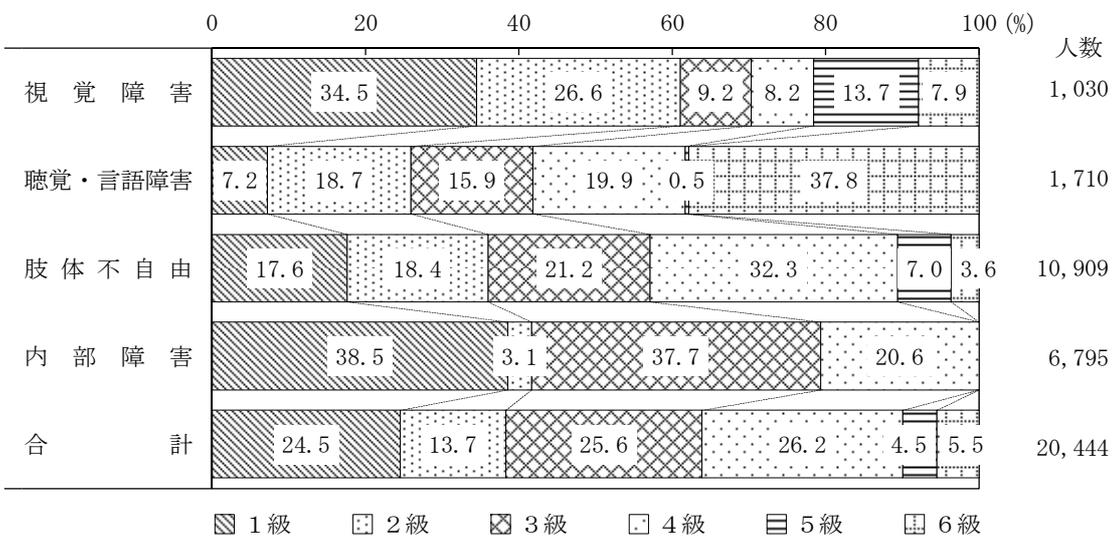
(注) 平成26年3月末日現在

図2-16 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



(注) 平成26年3月末日現在

図2-17 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数



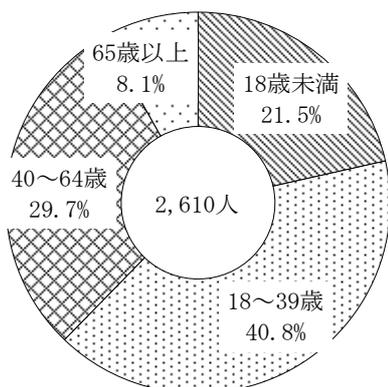
(注) 平成26年3月末日現在

## (2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。年齢別の療育手帳所持者数をみると、18～39歳の40.8%が最も高く、次いで40～64歳の29.7%となっています。今後は65歳以上の療育手帳所持者も増加すると考えられます（図2-18）。

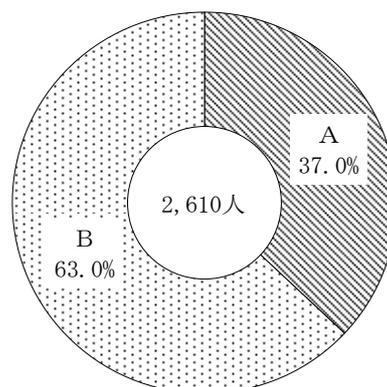
障害の程度別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が37.0%、B（その他）が63.0%となっています（図2-19）。

図2-18 年齢別療育手帳所持者数



(注) 平成26年3月末現在

図2-19 障害の程度別療育手帳所持者数

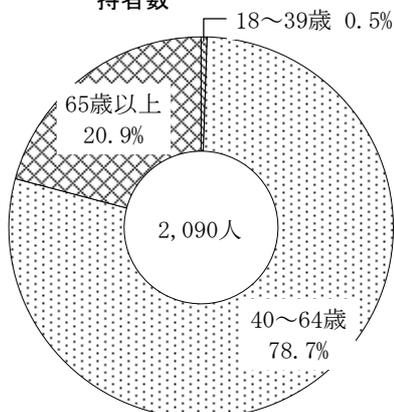


(注) 平成26年3月末現在

## (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

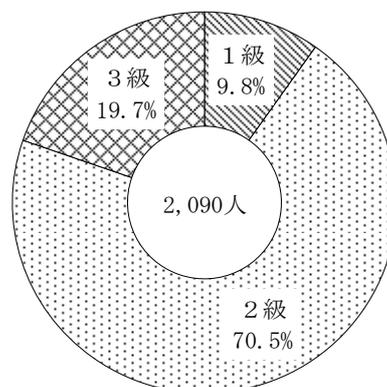
平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日から始まり、平成26年3月末日現在の手帳所持者数は2,090人です。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

図2-20 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成26年3月末現在

図2-21 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



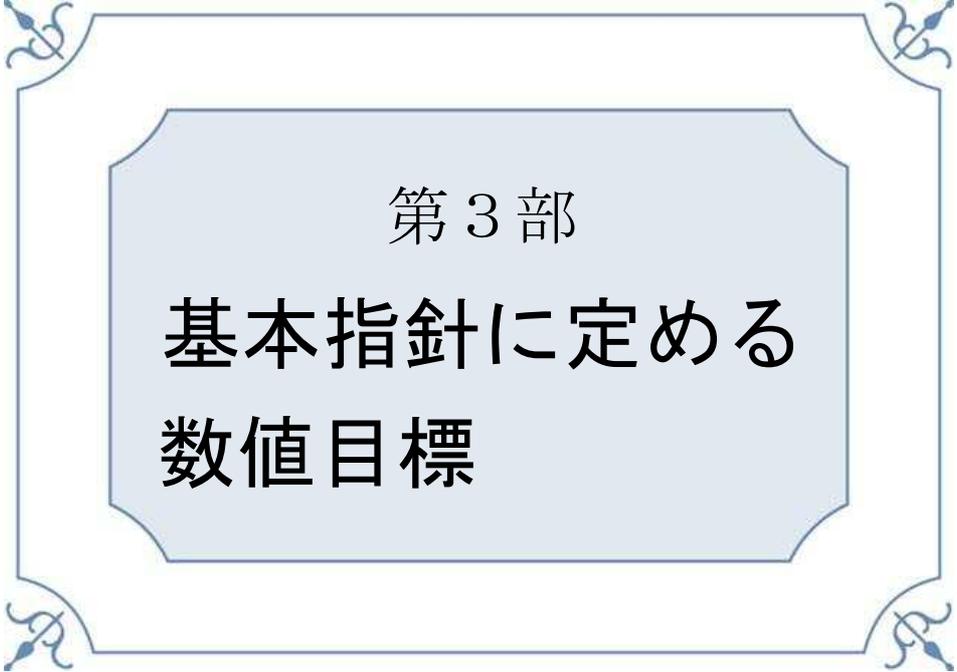
(注) 平成26年3月末現在

#### 4 特別支援学校高等部在籍生徒数

富山市に住所があり、市内外の特別支援学校高等部へ通っている生徒は204人です。3年生は61人ですが、この中には来年度から障害福祉サービスを利用する人もいますと考えられます。

表2-2 特別支援学校高等部在籍生徒数（平成26年5月1日現在）

区 分	1 年	2 年	3 年	合 計
富山視覚総合支援学校	-	3	3	6
富山聴覚総合支援学校	6	3	6	15
にいかわ総合支援学校	2	-	2	4
しらとり支援学校	26	28	18	72
富山高等支援学校	18	12	-	30
となみ総合支援学校	1	1	-	2
富山大学附属特別支援学校	5	5	6	16
富山総合支援学校	10	11	16	37
高志支援学校	5	5	4	14
ふるさと支援学校	1	1	6	8
合 計	74	69	61	204



第3部

基本指針に定める  
数値目標

## 1 国の基本指針

---

国の基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、平成29年度を目標年度として、次の項目について数値目標の設定を求めています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することをめざします。
- ② 平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本とします。

(注) 1 障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいいます）について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます）を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末の6割以上増加することをめざします。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

## 2 第3期計画の目標値と実績（見込み）

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する第3期計画の目標値は、次のとおりです。

- ① 平成26年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、160人（30.0%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成26年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から71人（13.3%）減少した462人とします。

福祉施設の入所者の地域生活への移行数は、目標の160人に対して197人と目標値を上回りました（表3-1・表3-2参照）。

施設入所者数の減少は、目標数値71人に対して実績が64人と目標値を下回りました（表3-1参照）。この9年間に入所施設を退所（死亡を含みます）した人が344人いましたが、新規入所した人が280人いたため、差し引き64人の減少にとどまりました（表3-2参照）。

表3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数等の目標値と実績（見込み）

区 分		目標数値	考 え 方
平成17年度末の施設入所者数		533人	平成17年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	目 標 数 値	160人（30.0%）	平成17年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人数
	実績（見込み）	197人（36.9%）	
削 減 見 込	目 標 数 値	71人（13.3%）	平成26年度末段階での削減見込数
	実績（見込み）	64人（12.0%）	

表3-2 入所者の退所等の状況

単位：人

区分	新規入所 (A)	退 所 等					差 引 (A-B)	
		地域移行	他施設 (高齢)	入院	死亡	合計 (B)		
平成 18 年度	身体障害	8	3	-	1	-	4	4
	知的障害	18	9	1	1	2	13	5
	小 計	26	12	1	2	2	17	9
平成 19 年度	身体障害	4	1	1	1	-	3	1
	知的障害	15	10	1	2	4	17	△2
	小 計	19	11	2	3	4	20	△1
平成 20 年度	身体障害	7	2	-	-	-	2	5
	知的障害	15	5	-	-	7	12	3
	小 計	22	7	-	-	7	14	8
平成 21 年度	身体障害	5	3	1	1	2	7	△2
	知的障害	20	19	13	-	3	35	△15
	小 計	25	22	14	1	5	42	△17
平成 22 年度	身体障害	6	2	3	-	5	10	△4
	知的障害	21	4	8	2	4	18	3
	小 計	27	6	11	2	9	28	△1
平成 23 年度	身体障害	8	10	-	-	-	10	△2
	知的障害	21	32	-	-	-	32	△11
	小 計	29	42	-	-	-	42	△13
平成 24 年度	身体障害	8	2	1	5	2	10	△2
	知的障害	12	3	5	5	5	18	△6
	小 計	20	5	6	10	7	28	△8
平成 25 年度	身体障害	10	7	6	-	-	13	△3
	知的障害	22	6	9	3	2	20	2
	小 計	32	13	15	3	2	33	△1
平成 26 年度	身体障害	6	3	3	2	-	8	△2
	知的障害	18	10	6	1	-	17	1
	小 計	24	13	9	3	-	25	△1
9 年間 計	身体障害	62	33	15	10	9	67	△5
	知的障害	162	98	43	14	27	182	△20
	合 計	224	131	58	24	36	249	△25

(注) 平成26年度は見込み。なお、この表に掲げるもののほか、平成24年度までに精神障害者入所授産施設等の新規入所56人、退所等95人（うち地域移行66人）がある。

表3-3 入所施設からの地域生活移行の状況

単位：人

区 分		自宅・アパート	グループホーム・ケアホーム	福祉ホーム	その他	合 計
平成18年度	身体障害	2	-	-	1	3
	知的障害	2	6	-	1	9
	小 計	4	6	-	2	12
平成19年度	身体障害	1	-	-	-	1
	知的障害	5	5	-	-	10
	小 計	6	5	-	-	11
平成20年度	身体障害	1	-	-	1	2
	知的障害	1	3	-	1	5
	小 計	2	3	-	2	7
平成21年度	身体障害	3	-	-	-	3
	知的障害	1	18	-	-	19
	小 計	4	18	-	-	22
平成22年度	身体障害	2	-	-	-	2
	知的障害	3	1	-	-	4
	小 計	5	1	-	-	6
平成23年度	身体障害	3	3	-	-	6
	知的障害	-	36	-	-	36
	小 計	3	39	-	-	42
平成24年度	身体障害	2	-	-	-	2
	知的障害	-	3	-	-	3
	小 計	2	3	-	-	5
平成25年度	身体障害	4	2	-	5	11
	知的障害	-	2	-	-	2
	小 計	4	4	-	5	13
平成26年度	身体障害	2	1	-	-	3
	知的障害	2	8	-	-	10
	小 計	4	9	-	-	13
9年間計	身体障害	20	6	-	7	33
	知的障害	14	82	-	2	98
	合 計	34	88	-	9	131

(注) 平成26年度は見込み。なお、この表に掲げるもののほか、平成24年度までに精神障害者入所授産施設等からの地域移行66人がある。

(2) 就労支援事業の数値目標

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表3-4のとおり28人を目標としましたが、平成26年度の見込みは19人です。基本指針に定める福祉施設には該当しませんが、地域活動支援センターⅢ型からの移行者が4人います。この9年間では210人が福祉施設から一般就労へ移行する見込みであり、1年平均では23.3人移行したことになります。なお、平成25年度には、40人が福祉施設から一般就労へ移行しました(表3-4・表3-5参照)。

表3-4 福祉施設から一般就労への移行目標値と実績(見込み)

項 目		目標数値	考 え 方
平成17年度の年間一般就労移行者数		7人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	目 標 数 値	28人(4倍)	平成26年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実 績 (見 込 み)	19人(2.7倍)	

表3-5 福祉施設から一般就労への移行者

単位：人

区 分		身体障害	知的障害	精神障害	精神 (地活Ⅲ型)	合 計
平成 18 年度	入所施設	-	3	-	-	3
	通所施設	2	4	14	4	20
	小 計	2	7	14	4	23
平成 19 年度	入所施設	-	1	-	-	1
	通所施設	1	6	12	5	19
	小 計	1	7	12	5	20
平成 20 年度	入所施設	-	1	-	-	1
	通所施設	1	7	11	7	19
	小 計	1	8	11	7	20
平成 21 年度	入所施設	-	-	-	-	-
	通所施設	1	5	10	5	16
	小 計	1	5	10	5	16
平成 22 年度	入所施設	-	-	-	-	-
	通所施設	3	7	22	6	32
	小 計	3	7	22	6	32
平成 23 年度	入所施設	-	-	-	-	-
	通所施設	1	5	10	5	16
	小 計	1	5	10	5	16
平成 24 年度	入所施設	-	-	-	-	-
	通所施設	3	11	10	-	24
	小 計	3	11	10	-	24
平成 25 年度	入所施設	-	-	-	-	-
	通所施設	1	12	27	-	40
	小 計	1	12	27	-	40
平成 26 年度	入所施設	-	-	-	-	-
	通所施設	1	8	10	4	19
	小 計	1	8	10	4	19
9 年間 計	入所施設	-	5	-	-	5
	通所施設	14	65	126	36	205
	合 計	14	70	126	36	210

(注) 1 表題の「合計」は、地域活動支援センターⅢ型からの移行者数を除いている。

2 平成26年度は見込み

② 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用者数は目標数値をかなり上回る見込みであり、就労移行支援事業の利用者数も目標数値を達成する見込みです。

表3-6 就労移行支援事業の目標利用者数と実績（見込み）

項 目		目標数値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用見込者数	目 標 数 値	1,606 人	平成26年度末における福祉施設の利用見込者数
	実 績（見込み）	1,921 人	
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目 標 数 値	79 人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実 績（見込み）	80 人	

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援利用見込者691人のうち、111人（16.1%）が就労継続支援（A型）事業を利用することを目標としていましたが、実際には、就労継続支援利用者968人のうち、305人（31.5%）が就労継続支援（A型）事業を利用する見込みです。この要因としては、就労継続支援事業、特にA型の事業者が大幅に増加したことがあげられます。

表3-7 就労継続支援（A型）事業の利用者の目標割合と実績（見込み）

項 目	目標数値	実 績（見込み）	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用見込者（A）	111 人	305 人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用見込者	580 人	663 人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用見込者（B）	691 人	968 人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人数
目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	16.1%	31.5%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

### ③ 第4期計画の目標値

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末施設入所者数470人のうち、57人（12.1%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者470人から26人（5.5%）減少した444人とします。

表3-8 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考 え 方
平成25年度末の施設入所者数	470人	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	57人（12.1%）	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込	26人（5.5%）	平成29年度末段階での削減見込数

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備

市内に地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表3-9のとおり48人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

表3-9 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目	目標数値	考 え 方
平成24年度の年間一般就労移行者数	24人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	48人 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者数

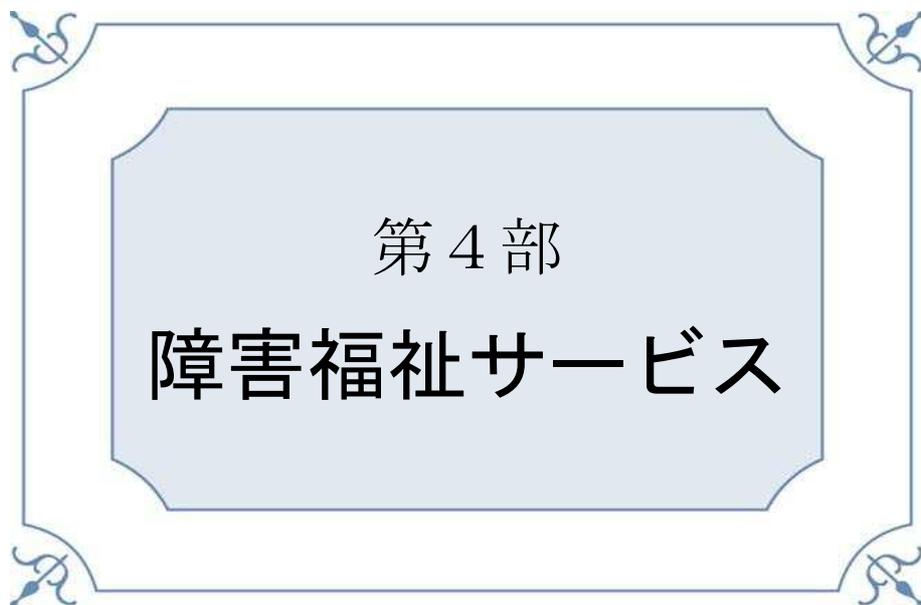
平成29年度の就労移行支援事業利用者を114人とすることを目標とします。

表3-10 就労移行支援事業の目標利用者数

項目	目標数値	考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	71人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	114人 (1.6倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。



第4部

障害福祉サービス

## 1 訪問系サービス

---

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

**居宅介護** 障害のある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

**重度訪問介護** 重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

**同行援護** 視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

**行動援護** 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいいます。移動の場合も利用できます。

**重度障害者等包括支援** 常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

### ① 第3期計画と実績

居宅介護は、利用者数、利用延時間数とも計画を下回って推移しています。重度訪問介護の利用者数は計画と実績（見込み）がほぼ一致していますが、利用延時間数は計画を下回っています。同行援護は、利用者数、利用延時間数とも計画を上回って推移しています。

平成26年度（見込み）においては、居宅介護利用者は218人、1人1月あたり利用時間数は18.3時間、重度訪問介護利用者数は17人、1人1月あたり利用時間数は197.8時間、同行援護利用者は28人、1人1月あたり利用時間数は9.9時間となっています。

表 4-1 訪問系サービスの第3期計画と実績

区 分			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数 (人)			234	207	259	235	282	266
利用延時間数 (時間/月)			7,786	6,462	8,632	7,095	9,270	7,628
内 訳	居宅介護	利 用 者 数 (人)	205	169	225	193	245	218
		利用延時間数 (時間/月)	4,370	3,031	4,860	3,527	5,350	3,983
	重度訪問 介護	利 用 者 数 (人)	16	15	17	16	17	17
		利用延時間数 (時間/月)	3,300	3,251	3,600	3,318	3,700	3,362
同行援護	利 用 者 数 (人)	12	22	14	25	15	28	
	利用延時間数 (時間/月)	96	172	112	247	120	277	
行動援護	利 用 者 数 (人)	1	1	3	1	5	3	
	利用延時間数 (時間/月)	20	8	60	3	100	6	

## ② 見込量

重度訪問介護以外の訪問系サービスの見込量は、平成24年度から平成26年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。重度訪問介護については、サービス利用対象者が拡大されたことを加味して設定しました。

表 4-2 訪問系サービスの見込量

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人)			295	322	349
利用延時間数 (時間/月)			8,249	8,903	9,557
内 訳	居宅介護	利 用 者 数 (人)	242	266	290
		利用延時間数 (時間/月)	4,429	4,868	5,307
	重度訪問 介護	利 用 者 数 (人)	18	19	20
		利用延時間数 (時間/月)	3,510	3,705	3,900
同行援護	利 用 者 数 (人)	30	32	34	
	利用延時間数 (時間/月)	300	320	340	
行動援護	利 用 者 数 (人)	5	5	5	
	利用延時間数 (時間/月)	10	10	10	

## ③ 見込量の確保策

平成26年4月現在、市内の訪問系サービス指定事業者は、居宅介護・重度訪問介護が36か所、同行援護が13か所あり、行動援護および重度障害者等包括支援はありません。居宅介護・重度訪問介護については、今後も介護保険の訪問介護も視野に入れながら参入する事業者が見込めることから、見込量の確保はできると考えられます。同行援護および行動援護については、その事業所の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護および短期入所で提供されるサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

### (1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。このサービスは、施設入所者も利用できます。

#### ① 第3期計画と実績

第3期計画期間の利用者数、平成25年度および平成26年度の利用延日数は、実績が計画を上回って推移しています。

表4-3 生活介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用 者 数 (人)	742	764	747	774	755	784
利用延日数 (日/月)	14,098	14,087	14,193	14,682	14,345	14,871

#### ② サービス提供事業所

平成25年度に障害のある人が利用した生活介護提供事業所は市内に26か所、市外に46か所あり、基準該当事業所が市内に23か所あります。平成25年度は、利用日数の83.8%を市内事業所が提供しています。市外施設利用者が多いのは、生活介護は施設入所者の多くが受けるサービスであり、市外施設の入所者分が計上されているからです。基準該当事業所は、富山型デイサービス実施事業所です。平成25年度の月平均利用者は827人、1年間の平均利用日数は214.3日です。

表 4-4 生活介護事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 指 定 事 業 所	あかりハウス	身体・知的	6人	1,285日	6人
	障害者支援施設あざみ園	知的	60	12,637	51
	あゆみの郷	身体・知的	10	2,004	15
	うさか寮	知的	40	6,058	26
	高志ライフケアホーム	身体	90	10,017	38
	高志ワークホーム	身体	34	2,892	12
	秋桜の里	知的	20	4,534	17
	障害者支援施設こだまの丘	知的	50	6,207	26
	富山市生活介護事業所第1あすなる	知的	40	} 12,495	57
	富山市生活介護事業所第2あすなる	知的	20		
	小さな幸せの家	身体・知的・精神	20	2,715	22
	つくしの家	身体	20	2,401	20
	富山市婦中生活介護事業所	知的	30	5,721	25
	独立行政法人国立病院機構富山病院	身体・知的	5	438	6
	障害者支援施設のぞみの丘	知的	60	6,507	28
	野積園	知的	60	11,213	42
	障害者支援施設はるかぜの丘	知的	60	11,220	47
	ひまわりの郷	知的	18	5,376	21
	障害者支援施設ほほえみの丘	知的	80	5,624	24
	富山福祉生協ぼらハートのいえ	身体・知的	10	2,677	19
	デイサービスセンターまる～な	身体・知的	20	765	10
	障害福祉サービス事業所萌黄	知的	20	4,283	19
	生活介護事業所ウォーム・ワークやぶなみ	知的	40	4,482	17
障害者支援施設やまびこの丘	知的	50	6,656	28	
生活介護施設ラッコハウス	身体・知的・精神	20	4,087	19	
障害者支援施設わかくさの丘	身体	70	8,913	39	
基 準 該 当	このゆびとーまれ	身体・知的・精神	18	877	9
	しおんの家	身体・知的・精神	10	102	2
	デイケアハウスにぎやか	身体・知的・精神	18	1,424	10
	デイサービスありがた家	身体・知的・精神	10	65	1
	デイサービスこのゆびとーまれ向い	身体・知的・精神	10	1,280	9
	デイサービスこのゆびとーまれ茶屋	身体・知的・精神	15	896	9
	デイサービスセンター1・2の3	身体・精神	44	121	2
	デイサービスセンターおらとこ	身体・知的・精神	18	24	1
	デイサービスまめの木	身体・知的・精神	20	213	3
	デイサービスよらんまいけ	身体	10	48	1
	デイサービス花いちご	身体・精神	14	263	4
	ひより	身体	14	10	0
	ふるさとのあかり	身体・知的・精神	27	577	5
	喜寿苑デイサービスセンター	身体	30	151	2
	椿寿荘デイサービスセンター	身体	30	129	2
	まいど家	身体・知的・精神	10	353	4
	デイサービスながつき	身体・精神	16	252	1
	富山型デイサービス赤とんぼ	身体・知的・精神	10	276	1
	デイサービス花みずき番館	身体・知的	10	117	2
	デイサービス花みずき	身体・知的	25	9	0
	なごなるの家	身体・知的・精神	15	20	1
	デイサービスしあわせ	身体・知的・精神	10	36	1
	ふるさとのあかり八町	身体・知的・精神	14	10	0
市外指定事業所（26か所）				22,917	102
県外指定事業所（20か所）				5,827	23
合 計				177,204	827

③ 見込量

生活介護の利用者数は、第3期計画期間の実績をもとに推計しました。利用延日数は、月19日としました。

表4-5 生活介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	795	803	811
利用延日数（日／月）	15,105	15,257	15,409

④ 見込量の確保策

現状の事業者によりサービスは確保できると考えられます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

① 第3期計画と実績

自立訓練（機能訓練）は、利用者数、利用延日数とも計画をかなり下回って推移しています。

表4-6 自立訓練（機能訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人）	23	18	24	11	25	20
利用延日数（日／月）	460	352	480	199	500	360

② サービス提供事業所

平成26年4月現在、市内の自立訓練（機能訓練）提供事業所は高志サポートホームだけですが、多くの富山型デイサービス事業所が基準該当事業所となっています。

表 4-7 自立訓練（機能訓練）事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		定 員	利用日数	月平均利用者数
市内指定事業所	高志サポートホーム	40人	2,976日	12人
基 準 該 当	デイケアハウスにぎやか	18	18	1
	デイサービスセンターまる一な	20	147	2
	まいど家	10	24	1
	ライフ・ハウスかりゆし	15	10	1
合 計			3,175	17

### ③ 見込量

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、第3期計画期間の実績および特別支援学校高等部在籍生徒数などにより推計し、利用延日数は、月19日としました。

表 4-8 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	25	26	27
利用延日数（日／月）	475	494	513

### ④ 見込量の確保策

市内の自立訓練（機能訓練）提供事業所および基準該当事業所により見込量は確保できると考えられます。

## (3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

### ① 第3期計画と実績

自立訓練（生活訓練）の第3期計画期間中は、利用者数および利用延日数とも計画を上回って推移しています。

表4-9 自立訓練（生活訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人）	50	51	53	59	56	69
利用延日数（日／月）	600	651	636	742	672	874

② サービス提供事業所

平成26年4月現在、市内には3か所の自立訓練（生活訓練）提供事業所があり、多くの富山型デイサービス事業所が基準該当事業所となっています。

表4-10 自立訓練（生活訓練）事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市内指定事業所	障害福祉サービス事業所萌黄	知的	10人	2,202日	10人
	ゆりの木の里自立訓練（生活訓練）事業所	精神	18	1,933	14
	高志ワークホーム	知的・精神	6	53	1
基準該当	このゆびと〜まれ	身体・知的・精神	18	125	1
	デイケアハウスにぎやか	身体・知的・精神	18	227	2
	デイサービスありがた家	身体・知的・精神	10	125	3
	デイサービスこのゆびと〜まれ向い	身体・知的・精神	10	171	2
	デイサービスセンター1・2の3	身体・精神	44	54	2
	デイサービスセンターおらとこ	身体・知的・精神	18	49	1
	デイサービスセンターまめの木	身体・知的・精神	20	308	2
	デイサービスセンターまる一な	知的・精神	20	5	1
	ふるさとのあかり	身体・知的・精神	27	690	5
	まいど家	身体・知的・精神	10	361	3
ふるさとのあかり八町	知的・精神	14	113	1	
市外指定事業所（5か所）				2,316	15
合 計				8,732	63

③ 見込量

入所施設からの地域生活移行者、精神科病院退院者および特別支援学校卒業者が対象となる自立訓練（生活訓練）の見込量は、表4-11のとおりとします。

表4-11 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	78	87	96
利用延日数（日／月）	975	1,088	1,200

④ 見込量の確保策

市内の自立訓練（生活訓練）提供事業所および基準該当事業所により見込量は確保できると考えられます。

(4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間とされています。

① 第3期計画と実績

平成24年度以外の就労移行支援は、利用者数、利用延日数とも計画を上回っています。

表4-12 就労移行支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人）	57	42	68	71	79	80
利用延日数（日／月）	969	777	1,156	1,259	1,343	1,480

② サービス提供事業所

平成25年度は、市内の10事業所および市外の5事業所を月平均56人が利用しており、1人あたり月平均利用日数は18.7日となっています。なお、市内の10事業所は、すべて一般型です。

表4-13 就労移行支援（一般型）事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市内指定事業所	高志ワークセンター	身体・知的・精神	6人	133日	1人
	就労移行支援事業所作業センターふじなみ	知的	15	625	2
	やねのうへのガチョウ	知的	6	855	3
	地域共働作業所報恩の家	身体・知的・精神	6	151	1
	フィールド・ラベンダー	精神	6	461	2
	ゆりの木の里多機能型就労支援事業所	精神	15	1,328	7
	就労移行支援事業所あおぞら	知的	20	2,573	12
	ひまわり	知的・精神	6	2,281	9
	ジョブスクールさくらだに	身体・知的・精神	20	1,108	5
	多機能型施設ジョブステーションさくら	身体・知的・精神	25	2,257	10
市外指定事業所（3か所）				782	4
県外指定事業所（2か所）				44	0
合 計				12,598	56

### ③ 見込量

国の基本指針においては、平成29年度中に一般就労に移行する人を平成24年度実績の2倍以上にするとしており、本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者、精神科病院退院者等を勘案して、表4-14のとおりとしました。

表4-14 就労移行支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	92	103	114
利用延日数（日／月）	1,720	1,926	2,138

### ④ 見込量の確保策

市内の就労移行支援提供事業所により、見込量は確保できると考えられます。

### (5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の

向上のために必要な訓練等を行う事業です。

## ① 第3期計画と実績

この3年間に多くの事業所が就労継続支援（A型）に参入したため、就労継続支援（A型）の実績は、計画を大きく上回って推移しています。

表4-15 就労継続支援（A型）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人）	58	187	84	289	111	305
利用延日数（日／月）	1,160	3,474	1,680	5,478	2,220	5,702

## ② サービス提供事業所

平成23年4月の市内の就労継続支援（A型）提供事業所は3か所でしたが、平成25年度に利用した市内の事業所は15か所となっています。平成25年度の就労継続支援（A型）の月平均利用者は249人であり、1人あたり月平均利用日数は19.4日でした。

表4-16 就労継続支援（A型）事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	ASTANT	身体・知的・精神	52人	2,371日	12人
	いずみ	身体・知的・精神	20	7,453	31
	オーシャン	身体・知的・精神	20	4,595	19
	オレンジワークス	身体・知的・精神	20	1,305	6
	JOBふたくち	知的	20	2,212	10
	さんらいず	身体・知的・精神	20	3,144	14
	ステップ	身体・知的・精神	20	3,434	16
	つばさ	身体・知的・精神	20	3,728	16
	日本社会福祉デザインセンター	身体・知的・精神	20	2,633	11
	話々	身体・知的・精神	20	7,777	32
	分々	身体・知的・精神	20	138	1
	報恩の家	身体・知的・精神	10	841	3
	ほたる	身体・知的・精神	20	7,169	32
	ゆりの木の里	精神	10	1,842	8
	和々	身体・知的・精神	20	8,901	36
市外事業所（2か所）				386	2
合 計				57,929	249

③ 見込量

見込量は、第3期計画期間の実績、特別支援学校高等部卒業生、精神科病院退院者等を勘案して、表4-17のとおりとしました。

表4-17 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	433	615	877
利用延日数（日／月）	8,097	11,498	16,327

④ 見込量の確保策

引き続き、民間企業も含めて、新たに就労継続支援（A型）に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

① 第3期計画と実績

多くの事業所が就労継続支援（B型）に参入したため、平成25年度および平成26年度の就労継続支援（B型）の利用者数は、計画を上回っています。

表4-18 就労継続支援（B型）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人）	547	540	564	572	580	663
利用延日数（日／月）	10,174	9,520	10,490	10,095	10,788	11,701

② サービス提供事業所

平成25年度の就労継続支援（B型）利用事業所は、市内に31か所あります。平成25年度は、就労継続支援（B型）を月平均566人が利用し、1人あたりの月平均利用日数は18.1日でした。

表4-19 就労継続支援（B型）事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 指 定 事 業 所	高志ワークセンター	身体・知的・精神	34人	5,449日	25日
	ひまわりの郷	知的	12	3,551	14
	ウォーム・ワークやぶなみ	知的	40	6,803	28
	作業センターふじなみ	知的	45	5,783	22
	フレンドリーハウス	知的・精神	40	9,968	38
	やねのうえのガチョウ	知的	30	3,782	14
	報恩の家	身体・知的・精神	24	2,562	11
	フィールド・ラベンダー	精神	30	4,577	25
	ゆりの木の里 多機能型就労支援事業所	精神	15	3,761	20
	ワークハウス連帯	精神	20	1,829	13
	JOB下赤江	知的	20	2,891	14
	JOBにながわ	知的	30	5,105	24
	JOB相生	知的	40	8,377	39
	おわらの里	身体・知的・精神	40	6,489	33
	すずかぜ工房	知的・精神	20	4,026	18
	あすなろセンター	精神	20	2,941	18
	ワン・ファーム・ランド	知的・精神	20	2,965	12
	あさがお	身体・知的・精神	30	4,097	19
	ワークス・さるびあ	身体・知的・精神	20	1,448	6
	れいんぼーめぐり	知的・精神	20	3,588	17
	ゆめさぼーとらいちょう	精神	20	3,141	21
	ひまわり	知的・精神	20	4,327	20
	あかりハウス	身体・知的	17	3,644	16
	どんぐり工房	知的	20	4,395	18
	就労継続支援事業所工房CoCo	知的	20	2,439	10
	きらら	身体・知的・精神	20	2,045	13
	ジョブステーションさくら	身体・知的・精神	10	549	3
	はたらくわ	身体・知的・精神	20	1,897	9
	日本社会福祉デザインセンター	身体・知的・精神	10	162	1
	おらとことん夢工房	身体・知的・精神	20	694	4
多機能型事業所このみ	知的	20	2,753	12	
市外指定事業所（11 箇所）				6,228	30
県外指定事業所（1 箇所）				460	2
合 計				122,726	566

③ 見込量

見込量は、第3期計画の実績を考慮して算出しました。

表4-20 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	683	703	724
利用延日数（日／月）	12,294	12,654	13,032

④ 見込量の確保策

見込量は確保されると考えられますが、就労継続支援（A型）を含めた就労継続支援事業のバランスを考慮していきます。

(7) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関併設の施設で受ける事業です。

① 第3期計画と実績

第3期計画の療養介護利用者数は、ほぼ計画どおりでした。

表4-21 療養介護の第2期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人）	80	81	80	77	80	80

② サービス提供事業所

平成26年4月現在、療養介護提供事業所は市内にはあゆみの郷と国立病院機構富山病院の2か所があり、金沢市の国立病院機構医王病院の利用者もいます。

③ 見込量

療養介護の見込量は、次のとおりです。

表4-22 療養介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	80	80	80

#### ④ 見込量の確保策

現在の療養介護提供事業所により、見込量を確保できると考えられます。

#### (8) 短期入所

短期入所とは、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。

##### ① 第3期計画と実績

利用者数、利用延日数とも実績が計画を上回っています。

表4-23 短期入所の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人)	60	69	65	79	70	80
利用延日数 (日/月)	240	368	260	383	280	398

##### ② サービス提供事業所

平成26年4月現在、市内には23か所の指定事業所と3か所の基準該当事業所があります。

表4-24 市内の短期入所提供事業所（平成26年4月現在）

##### 指定事業所

名 称	障害の種類	名 称	障害の種類
高志ライフケアホーム	身体	富山県立高志学園	障害児
ショートステイわかくさの丘	身体	しおんの家	身体・知的・精神・障害児
特別養護老人ホーム喜寿苑	身体	デイケアハウスにぎやか	身体・知的・精神・障害児
ショートステイよらんまいけ	身体	ショートステイこのゆびとーまれ茶屋	身体・知的・精神・障害児
うさか寮	知的	ショートステイふるさとのあかり	身体・知的・障害児
ショートステイのぞみの丘	知的	あゆみの郷	身体・障害児
ショートステイほほえみの丘	知的	ゆりの木の里	精神
ショートステイヤまびこの丘	知的	国立病院機構 富山病院	身体・知的・障害児
ショートステイこだまの丘	知的	富山福祉生協ぼらハートのいえ	身体・知的
ショートステイはるかぜの丘	知的	コスモスの里大江干	身体・知的
野積園	知的・障害児		
あざみ園	知的		
小さな幸せの家	身体・知的・精神・障害児		

基準該当事業所

名 称	障害の種類
あっとほ一む婦中	身体
おらとこ東	身体・知的・精神・障害児
射水万葉会 天正寺サポートセンター	身体

③ 見込量

見込量は、平成24年度から平成26年度の利用実績の伸び率を参考に算出しました。

表4-25 短期入所の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	85	94	103
利用延日数（日／月）	438	482	530

④ 見込量の確保策

市内の短期入所事業所により、見込量は確保できると考えます。

---

---

### ③ 居住系サービス

---

地域における障害のある人の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行を進めます。

#### (1) グループホーム・ケアホーム

グループホームおよびケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅です。グループホームとケアホームの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることです。グループホームおよびケアホームとも、平日の日中は、日中活動の事業を利用します。なお、平成26年4月1日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。

##### ① 第3期計画と実績

グループホーム利用者数の実績は計画を下回っており、ケアホームの利用者数の実績は計画を上回っています。

表4-26 グループホーム・ケアホーム利用者数の第3期計画と実績

単位：人

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
グループホーム利用者数	169	151	179	149	189	165
ケアホーム利用者数	82	91	89	106	97	110

##### ② サービス提供事業所

平成26年3月現在、市内のグループホーム単独のサービス提供事業所は12か所、定員149人であり、本市から100人が入居しており、グループホーム・ケアホーム併設のサービス提供事業所は11か所、定員208人であり、本市からグループホームへ30人、ケアホームへ88人入居しています。このほかに、市外のグループホームに19人、ケアホームに18人入居しています。

第4部 障害福祉サービス

表4-27 グループホーム・ケアホーム事業所別利用状況

単位：人

区分	事業所名	障害の種類	定員	利用者数					
				平成24年3月		平成25年3月		平成26年3月	
				グループ	ケア	グループ	ケア	グループ	ケア
グループホーム	第1けやきホーム	知的	4	3		3		2	
	家路	精神	10	5		4		5	
	つくしん坊	精神	6	4		4		4	
	フレンドリーホーム	知的・精神	30	23		21		20	
	フレンズ	精神	10	6		7		4	
	静和	精神	20	18		18		19	
	さくらホーム	精神	10	7		8		7	
	フィールド・ラベンダー	精神	12	9		9		9	
	風来里	知的・精神	5	2		3		2	
	かがやき	精神	18	16		15		14	
	和敬会生活訓練センター	精神	20	15		13		13	
あかり	知的・精神	4	-		-		1		
小計		149	108		105		100		
グループホーム・ケアホーム併設	セーナー苑グループホーム	知的	39	8	10	6	12	3	14
	ほのか								
	恵風会グループホーム・ケアホーム	知的	25	1	18	3	18	3	18
	ふれんどりーハウス	知的	30	1	19	1	20	-	21
	こころの学校北	知的・精神	26	8	4	6	3	8	3
	こころの学校八尾	知的・精神	16	3	2	3	3	3	3
	ゆりの木の里	精神	13	2	7	2	5	1	8
	梨の木苑	知的	43	8	13	8	13	8	13
	はなみずき弐番館	知的	4	2	-	2	-	2	-
	小さなしあわせの家	身体・知的・精神	4	-	5	-	4	-	5
しおんの家・愛	身体・知的・精神	4	-	1	1	1	1	1	
ハートビート	身体・知的・精神	4	-	2	1	2	1	2	
小計		208	33	81	33	81	30	88	
市外事業所			9	6	10	7	16	14	
県外事業所			3	3	3	3	3	4	
合計		357	153	90	151	91	149	106	

### ③ 見込量

福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案して、グループホーム入居者の見込量を表4-28のとおりとしました。

表4-28 グループホームの見込量

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム利用者数	292	310	329

### ④ 見込量の確保策

平成26年度のグループホーム入居者数の見込みは275人、平成29年度の見込量は329人です。平成26年3月現在、本市のグループホーム・ケアホームの定員は357人ですが、これらには既に他市町村の利用者も入居していると考えられます。

要望の多いグループホームについては、新築・改修に対する国庫補助制度を活用しながら、見込量が確保できるよう努めていきます。

## (2) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

### ① 第3期計画と実績

施設入所支援利用者数の実績は、計画より多い人数で推移しています。

表4-29 施設入所支援の第3期計画と実績

単位：人

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
施設入所支援利用者数	464	471	463	470	462	469

② サービス提供事業所

平成26年3月現在、市内の12か所の施設入所支援事業所に388人、市外の事業所に93人が入所しています。

表4-30 施設入所支援事業所別利用内訳（平成26年3月）

単位：人

区分	事業所名	障害の種類	定員	入所者数
市内事業所	障害者支援施設あざみ園	知的	60	51
	うさか寮	知的	51	22
	高志サポートホーム	身体	40	16
	高志ライフケアホーム	身体	90	39
	高志ワークホーム	身体・知的・精神	40	12
	障害者支援施設こだまの丘	知的	50	28
	障害者支援施設のぞみの丘	知的	60	32
	野積園	知的	60	43
	障害者支援施設はるかぜの丘	知的	80	52
	障害者支援施設ほほえみの丘	知的	80	26
	障害者支援施設やまびこの丘	知的	50	31
	障害者支援施設わかくさの丘	身体	60	36
市外事業所（13か所）				61
県外事業所（19か所）				21
合計				470

③ 見込量

国の基本指針を勘案して見込量を定めました。

表4-31 施設入所支援の見込量

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援利用者数	461	452	444

④ 見込量の確保策

平成29年度末時点の施設入所支援利用者数は、平成25年度末施設入所者470人から26人（5.5%）減少した444人とします。

## 4 相談支援

障害のある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直し、地域移行支援は入所している障害のある人または入院している精神に障害のある人の地域生活に移行するための相談、地域定着支援は居宅で単身で生活する障害のある人が地域生活を継続していくための各種の支援をすることをいいます。

### ① 第3期計画と実績

地域定着支援以外は、計画を大きく下回っています。

表4-32 相談支援利用者の第3期計画と実績

単位：人／月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
計画相談支援	100	37	250	147	400	250
地域移行支援	19	-	19	4	19	7
地域定着支援	25	13	25	23	25	25

### ② サービス提供事業所

平成26年4月現在、本市の相談支援事業所は、表4-34のとおりです。

### ③ 見込量

計画相談支援については、障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者数等、地域移行支援については、入所・入院者の地域生活への移行者数等、地域定着支援については、ひとり暮らしの障害のある人の数、地域生活へ移行する障害のある人の数等を勘案して設定しました。

表4-33 相談支援利用者の見込量

単位：人／月

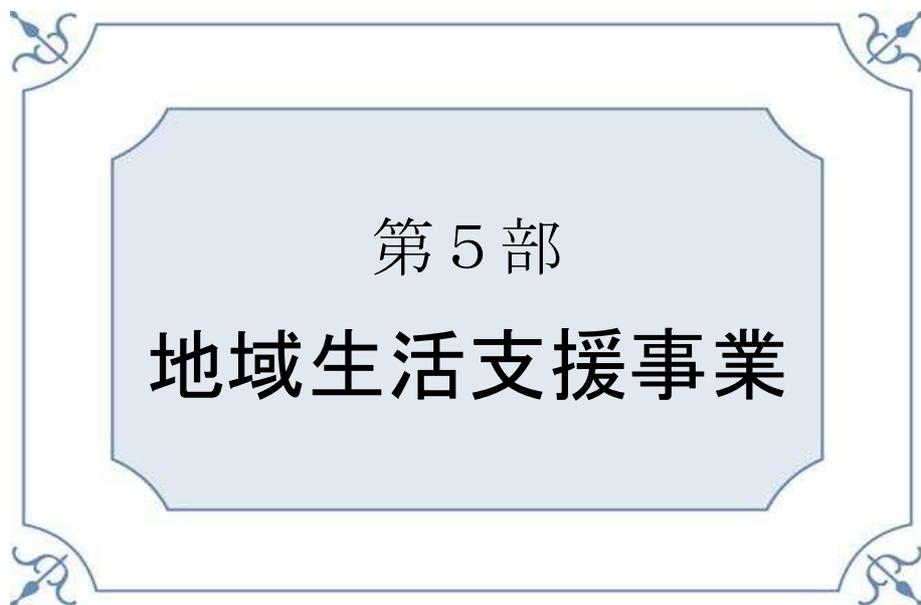
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	330	420	500
地域移行支援	19	19	19
地域定着支援	25	25	25

### ④ 見込量の確保策

指定障害福祉サービス事業所および介護保険の居宅介護支援事業所に相談支援事業への取組みを促していきます。

表4-34 相談支援事業所（平成26年4月現在）

名 称	障害の種類	支援の内容
自立生活支援センター富山	身体・知的・精神・障害児	計画相談・地域移行・地域定着
セーナー苑相談支援事業所We ネット	身体・知的・精神	計画相談・地域移行・地域定着
富山市恵光学園	障害児	計画相談
和敬会生活支援センター	身体・知的・精神	計画相談・地域移行・地域定着
フィールド・ラベンダー	精神	計画相談・地域移行・地域定着
ゆりの木の里相談支援事業所	精神	計画相談
あすなろセンター	身体・知的・精神	計画相談・地域移行・地域定着
相談支援事業所アシスト	身体・知的・精神・障害児	計画相談・地域移行・地域定着
恵風会相談支援事業所あざみ	身体・知的・精神	計画相談
ちむぐりさ	身体・知的・精神	計画相談・地域移行・地域定着
相談支援センターみらい	身体・知的・精神・障害児	計画相談・地域移行・地域定着
常願寺地域生活相談支援センター	身体・知的・精神・障害児	計画相談
高志福祉相談センター	身体・知的・精神・障害児	計画相談・地域移行
相談支援事業所けやき	知的	計画相談
フレンドリー相談支援センター	知的・精神	計画相談
ケアセンターわかな	身体・知的・精神・障害児	計画相談



第 5 部

**地域生活支援事業**

## 1 地域生活支援事業の概要

### (1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

### (2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表5-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 基幹相談支援センター等機能強化事業</li> <li>・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</li> </ul>
	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> <li>・ 成年後見制度法人後見支援事業</li> </ul>
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
	障害児等療育支援事業	
任 意 事 業	訪問入浴サービス事業	
	日中一時支援事業	
	自動車運転免許取得助成事業	
	自動車改造助成事業	
	生活支援事業	
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	点字・声の広報等発行事業	
	奉仕員養成研修事業	

---

---

## 2 必須事業

---

### (1) 理解促進研修・啓発事業

○療育相談会および啓発講習会等を通じて、障害のある人自身が一般の人々と同様に社会生活を営み、その能力を活用できるように支援することを目的として、

- ・ 啓発事業（障害者団体への補助）
- ・ 障害者ナイスファミリー育成事業（地域に根ざした福祉活動事業に対する補助等）
- ・ 音楽ふれあい療育等事業（音楽療法、水泳療法）

について、事業補助を行なっています。

○国の定める障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者（児）が製作した手芸、絵画、書、工芸品等を一堂に市役所に展示し、公開することによって、障害のある人に対する理解と啓発を図っています。

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、前記イベント等をはじめとする障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。

### (2) 自発的活動支援事業

○メンタルヘルスサポーター研修（精神科疾患の理解と地域の支援者としての知識習得のための研修会）を実施しています。

○委託事業として、富山市メンタルヘルスサポーター連絡会によるこころのサポーター活動（訪問、電話による見守り、ケア会議への出席、地域作業所等へのボランティア活動）、地域住民への広報・普及啓発、心の健康づくり事業（ひだまりサロン、家族教室、講演会等への協力）を実施しています。

○富山市地域精神保健福祉協議会による心の健康づくり講座を実施しています。

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。

### (3) 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障害のある人、障害のある人や児童の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情

---

報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになることをめざします。障害者相談支援事業は、市内の2事業所（セーナー苑、自立生活支援センター富山）に委託して実施しています。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的職員を基幹相談支援センター（富山市障害福祉センター内に設置）に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人を支援し、障害のある人の地域生活を支援します。

(4) 成年後見制度

① 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

① 第3期計画と実績

過去3年間の市の成年後見申立て実績は、計画を上回って推移しています。

表5-2 成年後見制度申立ての第3期計画と実績

単位：件

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 件 数	3	8	4	5	4	6

② 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、表5-3のとおりとします。障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の普及に努めます。

表5-3 成年後見制度申立て利用見込量

単位：件

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 見 込 量	6	6	6

## ② 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

## (5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 第3期計画と実績

この事業は、平成24年度までコミュニケーション支援事業という名称で実施されてきました。その計画と実績は、表5-4のとおりです。医療行為の円滑化を図るため、重度の障害のある人の疾病等による入院時に、発語困難等により医療従事者との意思疎通が十分図れない場合、本人との意思疎通に熟練した人の医療機関への派遣を、平成26年度から実施しています。また、障害者福祉プラザに手話通訳者が常駐しています。

表5-4 コミュニケーション支援事業の第3期計画と実績 単位：人/月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者派遣事業利用者数	32	27	33	28	34	28
要約筆記者派遣事業利用者数	6	1	8	1	10	1
合 計	38	28	41	29	44	29

### ② 見込量

見込量は、過去の実績から算出しました。

表5-5 意思疎通支援事業の見込量 単位：人/月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業利用者数	28	28	28
要約筆記者派遣事業利用者数	1	1	1
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用者数	1	1	1
手話通訳者配置者数	1	1	1
合 計	31	31	31

③ 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾啞福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進するとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員など、専門性の高い意思疎通支援を行う人の養成研修や、専門性の高い意思疎通支援を行う人を派遣する体制の整備に取り組めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

① 第3期計画と実績

日常生活用具給付件数の第3期計画と実績は、表5-6のとおりです。ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表5-6 日常生活用具給付件数の第3期計画と実績

単位：件／月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具	4	3	4	2	2	2
自立生活支援用具	5	6	5	7	7	7
在宅療養等支援用具	4	6	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	7	8	6	6	6
排泄管理支援用具	650	670	650	775	775	775
居宅生活動作補助用具	2	1	2	2	2	2

表5-7 日常生活用具利用実績（平成26年3月）

種 目		利用件数 (件/月)	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1	下肢・体幹
	特殊マット	1	
	入浴担架	1	
	体位変換器	1	
	訓練用（児のみ）	1	
自立生活支援用具	入浴補助用具	1	下肢・体幹
	便器	1	
	頭部保護帽	2	平衡機能・下肢・体幹
	T字状・棒状の杖	2	
	移動・移乗支援用具	1	
	火災警報器	1	障害種別に関わらず火災発生 の感知・避難が困難な人
	自動消火器	1	
	電磁調理器	1	視覚
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	聴覚
在宅療養等支援用具	透析液加温器	1	腎臓等
	ネブライザー（吸入器）	1	呼吸器等
	電気式たん吸引器	2	
	盲人用体温計（音声式）	1	視覚
	盲人用体重計	1	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1	音声・言語
	情報・通信支援用具	1	上肢・視覚
	点字ディスプレイ	1	盲ろう・視覚
	点字器	1	視覚
	点字タイプライター	1	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	1	
	視覚障害者用拡大読書器	3	
	盲人用時計	1	
	聴覚障害者用通信装置	1	聴覚
	聴覚障害者用情報受信装置	1	
	人口喉頭	1	喉頭摘出者

種 目		利用件数 (件/月)	対象者
情報・意思疎通 支援用具	ファックス（貸与）	1	聴覚・音声・言語障害で電 話では意思疎通困難者
	点字図書	1	視覚
排泄管理支援用 具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）	668	ストーマ造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ 等衛生用品	108	高度の排便機能障害者、脳 原性運動機能障害かつ意思 表示困難者
	収尿器	1	高度の排尿機能障害者
居宅生活動作補 助用具	住宅改修費	2	下肢・体幹・乳幼児期非進 行性脳病変

## ② 見込量

計画期間の見込量は表5-8のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表5-8 日常生活用具給付件数の見込量

単位：件/月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	7	7	7
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	6	6	6
排泄管理支援用具	775	775	775
居宅生活動作補助用具	2	2	2

### (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。

### (8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。なお、視覚に障害のある人は、同行援護を利用することになっています。

#### ① 第3期計画と実績

移動支援事業の利用者数は計画を下回っていますが、利用延時間数は計画を上回ってい

ます。

表5-9 移動支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人)	35	29	40	35	45	38
利用延時間数 (時間/月)	105	119	120	136	135	153

## ② 見込量

過去の利用実績をもとに、次のように算出しました。

表5-10 移動支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人)	43	49	56
利用延時間数 (時間/月)	173	195	220

## ③ 見込量の確保策

移動支援事業の広報に努め、障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。

## (9) 地域活動支援センター事業

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しなかったところが該当します。

### ① 第3期計画と実績

地域活動支援センターの利用者数は計画を上回っていますが、利用延時間数は計画を下回っています。

表5-11 地域活動支援センターの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事 業 者 数 (か所)	14	12	14	12	14	11
利 用 者 数 (人)	383	433	385	412	388	380
利用延時間数 (時間/月)	3,830	3,182	3,850	3,050	3,880	2,848

② 見込量

地域活動支援センターの見込量は、第3期計画期間の実績をもとに算出しました。

表5-12 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業者数(か所)	11	11	11
利用者数(人)	357	336	316
利用延時間数(時間/月)	2,706	2,571	2,442

③ 見込量の確保策

地域活動支援センターについては、見込量を確保できると考えます。

(10) 障害児等療育支援事業

在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との連携を図ります。障害児等療育支援事業は、富山市恵光学園において実施しています。

③ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

① 第3期計画と実績

平成26年現在、訪問入浴サービス事業の提供事業所は5か所ありますが、利用者はあまりいません。訪問入浴サービス事業の利用者の多くが、介護保険による利用と考えられます。

表5-13 訪問入浴サービス事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	5	4	5	5	5	5
利用者数(人)	5	5	5	7	6	7
利用延回数(回/月)	15	14	15	15	18	17

## ② 見込量

訪問入浴サービス事業の見込量は、表5-14のとおりとしました。

表5-14 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	5	5	5
利用者数(人)	8	9	11
利用延回数(回/月)	19	21	23

## ③ 見込量の確保策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えます。

### (2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障害のある人に日中活動する場を設ける事業です。

#### ① 第3期計画と実績

日中一時支援事業の実績は、計画を上回った数値で推移しています。

表5-15 日中一時支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	30	33	31	50	31	50
利用者数(人)	210	254	235	227	260	281
利用延回数(回/月)	580	677	655	745	730	841

## ② 見込量

平成24年度から平成26年度の利用実績等を参考に、表5-16のとおりの見込量としました。

表5-16 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	52	52	52
利用者数(人)	298	316	335
利用延回数(回/月)	942	1,055	1,182

## ③ 見込量の確保策

平成26年度現在、日中一時支援事業提供事業所は50か所あります。放課後等デイサービスの利用者のニーズも見極めながら必要量の確保に努めます。

(3) そのほかの任意事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の任意事業として実施します。これらの事業については、ニーズに応じて支給あるいは実施します。

○自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

○点字・声の広報等発行事業

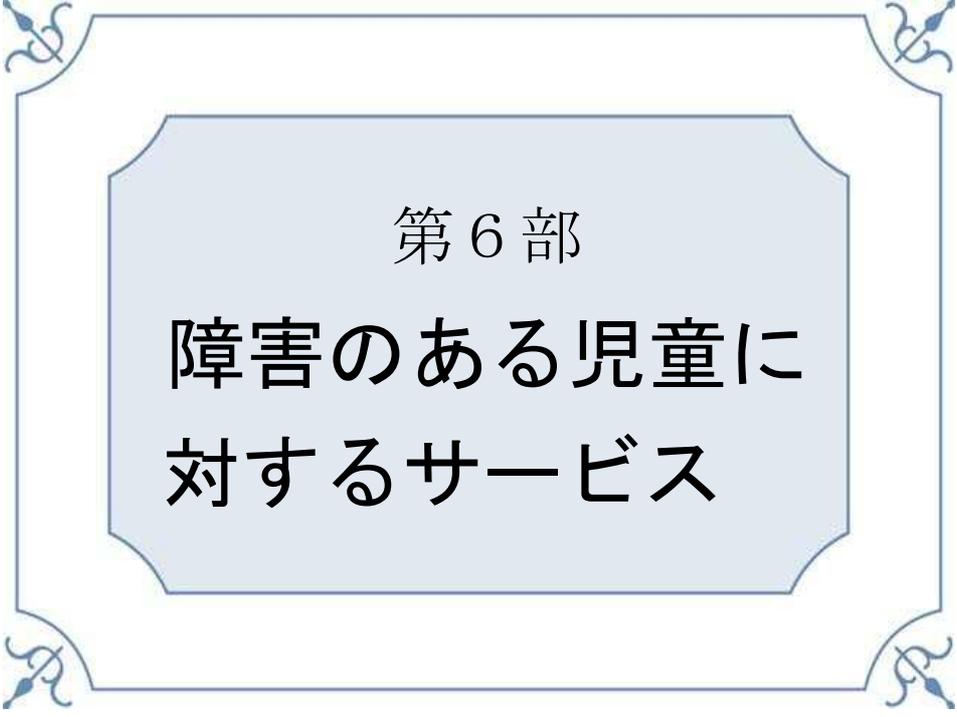
点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

○奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

表5-17 そのほかの任意事業の第3期実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
自動車運転免許取得助成事業	利用者数(人/年)	0	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	1	13	12
生活支援事業	利用者数(人/月)	267	267	267
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	開催延回数(回/年)	556	536	546
点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	25	25	25
奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	100	100	100

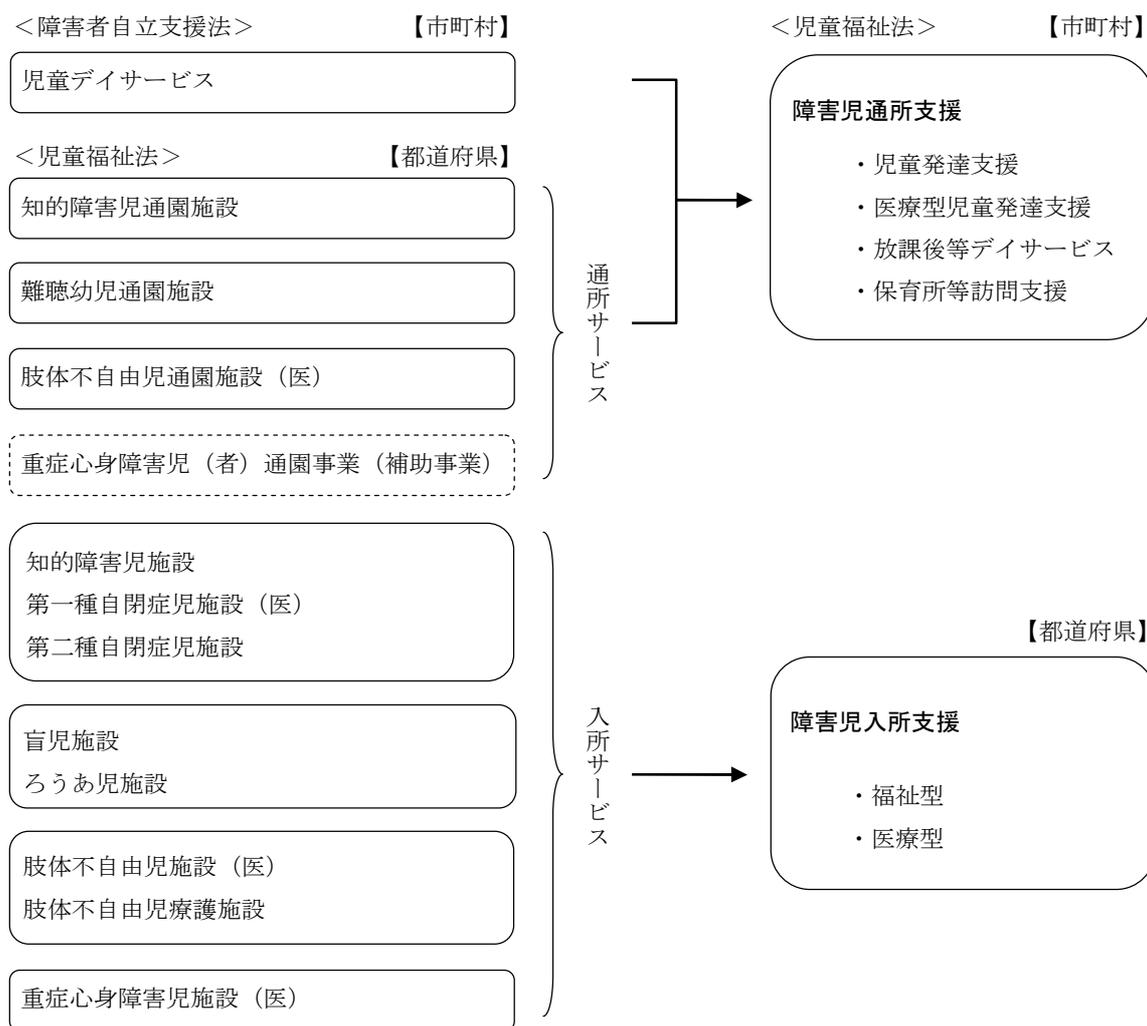


第6部

障害のある児童に  
対するサービス

平成23年5月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

図6-1 障害児施設・事業の一元化イメージ



(注) (医) とあるのは、医療の提供を行っているもの。

# 1 障害児通所支援

## (1) 児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害のある児童や、地域の障害のある児童、その家族に対して、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。

### ① 利用実績

児童発達支援の利用児数・利用延日数は、年々増加を続けています。

表6-1 児童発達支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利 用 児 数（人）	131	174	231
利用延日数（日／月）	691	1,021	1,509

### ② サービス提供事業所

平成25年度分の児童発達支援提供事業所は、指定事業所が市内に7か所、市外に3か所、基準該当事業所が市内に7か所あります。

表6-2 児童発達支援事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		定 員	利用日数	月平均利用児数
市 内 指 定 事 業 所	富山市恵光学園	10人	1,730日	88人
	富山市恵光学園（福祉型）	36	7,878	36
	つくしの家	15	1	0
	高志通園センター児童発達支援事業	10	479	25
	高志通園センター（福祉型）	30	1,917	17
	国立病院機構富山病院	5	55	1
	キッズルームたまご	10	14	1
基 準 該 当	デイサービスありがた家	10	2	0
	デイサービスセンターおらとこ	18	23	1
	このゆびとーまれ	18	48	1
	デイサービスこのゆびとーまれ向い	10	45	2
	月岡デイサービスセンターやまゆり	10	24	1
	ふるさとのあかり	27	47	1
	富山地域福祉事業所デイサービスぽぴー	10	26	1
市外指定事業所（3か所）			216	6
合 計			12,505	180

（注）市内指定事業所の（福祉型）とあるのは、福祉型児童発達支援センターを指している。

③ 見込量

過去3年の利用実績、保育所等での障害のある児童の受入れ状況等を勘案して、表6-3のとおりとしました。

表6-3 児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 児 数 (人)	281	330	380
利用延日数(日/月)	1,714	2,013	2,318

④ 見込量の確保策

利用者のニーズを見極めながら、新たに児童発達支援に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、児童発達支援および治療を行うものであり、本市内には富山県高志通園センターがあります。

① 利用実績

平成24年度から平成26年度の利用実績(平成26年度は見込み)は、次表のとおりです。

表6-4 医療型児童発達支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
利 用 児 数 (人)	36	16	15
利用延日数(日/月)	246	178	180

② 見込量

過去3年間の利用実績をもとに、表6-5のとおりとしました。

表6-5 医療型児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 児 数 (人)	15	15	15
利用延日数(日/月)	180	180	180

③ 見込量の確保策

見込量は確保されと考えられます。

---

### (3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。

#### ① 利用実績

平成24年度から平成26年度の利用実績(平成26年度は見込み)は表6-6のとおり、かなり多くの障害のある児童が利用しています。

表6-6 放課後等デイサービスの利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
利 用 児 数 (人)	166	172	180
利用延日数(日/月)	1,092	1,465	1,835

#### ② サービス提供事業所

平成25年度の放課後等デイサービス提供事業所は、市内指定事業所が5か所、基準該当事業所が17か所、市外指定事業所が4か所でした。

表6-7 放課後等デイサービス事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		定 員	利用日数	月平均利用児数
市内 指定 事業 所	つくしの家	15人	2,820日	33人
	富山福祉生協ぼらハートのいえ	10	1,551	24
	ひまわり畑	10	2,056	31
	キッズルームたまご	10	191	3
	このみ	10	873	14
基 準 該 当	富山型デイサービス赤とんぼ	10	157	3
	デイサービスありがた家	10	897	13
	ありがとうの家	10	339	4
	デイサービスセンターおらとこ	18	44	2
	小規模多機能ホームおらとこ東	15	22	1
	このゆびとーまれ	18	356	7
	デイサービスこのゆびとーまれ茶屋	15	3,055	2
	デイサービスこのゆびとーまれ向い	10	1,214	15
	しおんの家	10	304	4
	月岡デイサービスセンターやまゆり	10	304	8
	なごなるの家	15	327	3
	デイケアハウスにぎやか	18	739	6
	ひより	14	10	1
	ふるさとのあかり	27	705	9
	富山地域福祉事業所デイサービスぼびー	10	1,028	6
デイサービスまめの木	20	59	1	
デイサービスセンターまるーな	20	80	5	
市外指定事業所（4か所）			724	11
合 計			17,855	206

③ 見込量

過去3年間の利用実績や児童発達支援の利用実績をもとに、表6-8のとおりとしました。

表6-8 放課後等デイサービスの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 児 数 (人)	290	300	310
利用延日数 (日/月)	3,190	3,300	3,720

---

#### ④ 見込量の確保策

利用者のニーズを見極めながら、新たに放課後等デイサービスに取り組む事業所の参入の促進に努めます。

#### (4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所等を利用中又は利用する予定の障害のある児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や便宜を供与するものです。

##### ① 利用実績

過去3年間の保育所等訪問支援の利用実績（平成26年度は見込み）は、表6-9のとおりであり、年々増加しています。保育所等訪問支援事業所は、市内に1か所あります。

表6-9 保育所等訪問支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利用児数（人）	0	1	14
利用延日数（日／月）	0	2	28

##### ② 見込量

過去3年間の保育所等訪問支援の利用実績等を参考に、表6-10のとおりとしました。

表6-10 保育所等訪問支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児数（人）	16	18	20
利用延日数（日／月）	32	36	40

##### ③ 見込量の確保策

利用者のニーズを見極めながら、新たに保育所等訪問支援に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

## 2 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始以降一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うことです。

### 1 利用実績

障害児相談支援の利用実績は、表6-11のとおりです。

表6-11 障害児相談支援の利用実績

単位：人／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)
利 用 児 数 (人)	12	48	75

### 2 サービス提供事業所

平成26年4月現在の障害児相談支援提供事業所は、52頁の表4-34の相談支援事業所の障害の種類欄に「障害児」と記入してある7事業所です。

### 3 見込量

障害児通所支援の利用児数等を勘案して、次表のとおり設定しました。

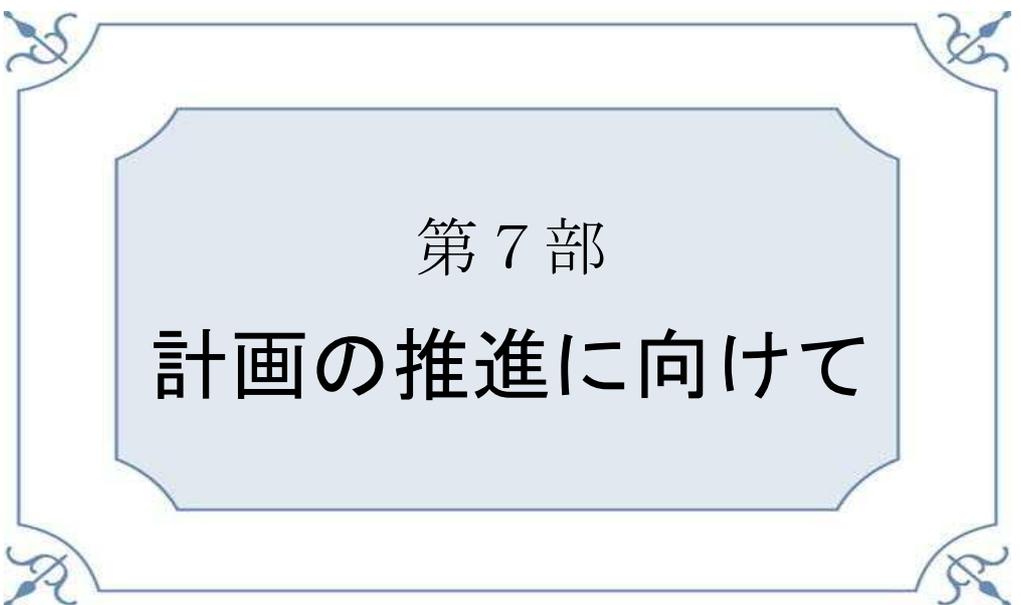
表6-12 障害児相談支援の見込量

単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 児 数	84	92	100

### 4 見込量の確保策

障害児相談支援の指定を受けていない既存の相談支援事業所および指定障害福祉サービス事業所に障害児相談支援事業への取組みを促していきます。



第7部

計画の推進に向けて

## 1 自立支援協議会

---

障害のある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が整備法により位置付けされ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

本市は、平成19年度に富山市障害者自立支援協議会を設置しています。障害者計画、障害福祉計画の推進のため、計画の進捗状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めるとともに、地域が抱える様々な課題に対して自立支援協議会が中心となって取り組んでいきます。

## 2 地域生活への移行支援

---

富山市民で障害者支援施設や療養介護施設等に入所・入院している人が500人以上います。入所・入院には、食事時間や消灯時間など制限が加えられます。病気やケガなどによる入院なら一時的なことですからやむを得ませんが、入所・入院が長期に渡ることは苦痛を伴います。入所・入院している人の中には、住まいの場や地域での支援体制等が整えば、グループホームや自宅などで暮らすことができる人もいます。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

## 3 一般就労への移行支援

---

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

---

#### (1) 就労移行支援事業の充実

- 就労継続支援事業所に就労移行支援事業の実施を要請するとともに、新たな事業所の参入を促進し、就労移行支援事業利用希望者のニーズに応じた事業所の増大を図ります。
- 就労移行支援事業所においては、支援対象者の状態に応じた個別支援計画を作成し、一般就労に向けた訓練等を実施するよう、指導します。

#### (2) 事業者への啓発、広報

- 障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元の工場や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。
- 事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

#### (3) 雇用機会の拡大

- 障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。
- 障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。
- 障害のある人の雇用に結びつくよう、個々の態様に応じた委託訓練事業やトライアル雇用の活用に努めます。

#### (4) 雇用・就労の支援

- 就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続するための支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。
  - 障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度や、視覚・聴覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。
  - 障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。
  - 障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。
  - 就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。
-

○国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

#### (5) 市の取組み

平成25年度から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（本項において「障害者優先調達推進法」といいます）が施行されています。本市においては、障害者就労施設から優先的に物品を購入し、又は役務の提供を受けるよう努めており、さらに、市の入札参加資格の認定にあたり、その評価項目に障害者雇用の状況を取り入れ、積極的に障害者雇用対策を進めている事業者が優遇されるよう努めています。

市役所全部署において、その使用する物品や提供される役務について検討し、可能な限り障害者就労施設、在宅就業障害者および在宅就業支援団体から受注するよう努めます。また、新規事業等を行う場合にも、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。

## 4 介護保険サービス提供事業所の利用

---

介護保険の訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所等は、本市に数多くあります。これらの事業所が、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、相談支援等を実施することは可能と考えられます。そうすれば、障害のある人も自宅の近くの事業所のサービスを受けることが可能です。富山型デイサービスの発祥の地である本市は、介護保険サービスの介護サービス提供事業所をはじめ、介護保険担当部署と連携して、障害福祉サービスの介護サービス提供量の充実と障害特性に留意したサービスの質の向上をめざします。

## 5 虐待防止に対する取組み

---

平成23年6月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（本項において「障害者虐待防止法」といいます）が成立し、平成24年10月から施行されました。障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的暴力による虐待、②性的虐待、③心理的外傷を与える虐待、④日常生活の世話の放棄、⑤経済的虐待、の5分類としています。また、虐待

---

の起こる場所を家庭内に限定しないで福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しており、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施するなどの措置を求めています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、日々介護にあたるホームヘルパーや施設職員、相談業務を担当する職員、障害のある人の勤務先の職員、民生委員・児童委員、近隣住民等がその発見に努め、行政を含めた関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

本市においては、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報等を行う機関である障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に持たせています。

障害者自立支援協議会を活用して、障害者虐待防止センター機能が十分発揮できるよう、福祉事務所、児童相談所、心の健康センター、保健所、消費生活センター、障害者（児）団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

また、住民からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認を行うことができる体制を整備します。

## ⑥ 障害を理由とする差別の解消

---

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（本項において「障害者差別解消法」といいます）が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者等による「障害を理由とする差別」の禁止を定めています。これには、通行、利用しにくい物理的障壁、利用しにくい制度などの社会的障壁、障害のある人の存在を意識していない慣習、文化、障害のある人への偏見などが含まれて

います。

本市においては、市職員に障害者差別解消法の趣旨を徹底的に理解させるとともに、民間事業者をはじめすべての市民にこの法律の目的が浸透するよう広報活動に努めます。

## 7 広報・啓発

---

この計画は、行政が中心になって、福祉、医療、労働分野の関係者や障害福祉サービス提供事業所等の協力を得て進めていく必要があります。また、サービスを受けることができる人が、サービス内容・手続き等を知らなければサービスを受けることができません。

この計画および障害者総合支援法のサービス等の広報・啓発に努めます。

## 第4期富山市障害福祉計画

発行年月	平成27年3月
発行	富山市 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 Tel 076-431-6111 (代)
編集	福祉保健部 障害福祉課

本計画書は再生紙を使用しています。